令和５年度

栃木市保健事業概要（実績）

保健福祉部　　健康増進課

栃木市市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。
わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

1. 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
1. 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
1. 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
1. 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
1. 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和２年１０月１０日　栃木県栃木市

あったかとちぎ健康宣言

わたくしたちは、自然と歴史・文化あふれる蔵の街とちぎ市で、心身ともに健やかで心豊かに生活することを願っています。
家庭・学校・職場・地域が互いに協力し、支え合いながら一人ひとりが健康づくりの輪を広げ、誰もが幸せな人生を送ることができるよう「みんなが笑顔のあったか栃木市」を目指し、ここに「あったかとちぎ健康都市」を宣言します。

1. 地元の食材を活かして、バランスのとれた食生活を実践します。
2. 体操やウォーキングなど自分にあった運動を続けます
3. 人が集まる場所では禁煙し、受動喫煙防止に努めます
4. 心と心のふれあいを大切にし、こころの健康を保ちます
5. ていねいな歯磨きと歯科健診で、歯と口の健康づくりに努めます
6. 毎年健康診査を受けて、健康管理に努めます

平成２９年９月２７日
栃木県栃木市

はじめに

近年、急速な少子高齢化の進行、家族形態及び地域ネットワークの変容に加え、気候変動による健康被害の増加、さらに新型コロナウイルス感染症の影響など、市民の生活をめぐる状況は大きく変化しています。

このような中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、医療や福祉の充実だけではなく、疾病の予防や生活習慣病の早期発見・早期治療、感染症対策に至るまで、市民が健康を保持・増進するための総合的な取組が求められています。

これまでも、市民の健康づくりのために様々な施策を講じ、生涯を通じた健康づくりの体制の強化を図ってきたところですが、今後もさらに市民を取り巻く様々な環境に対応した健康づくりを実践するため、きめ細やかに効果的な事業の推進に努めてまいります。

このたび、令和５年度の本市の保健活動を「保健事業概要（実績）」としてまとめましたので、ご参考にしていただければ幸いに存じます。

令和６年６月

栃木市　保健福祉部　健康増進課

目　　次

第１章　栃木市のすがた

1 位置・地勢 ・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2 人口静態 ・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3 人口動態 ・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第２章　事業の執行体制

1 事務分掌 ・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2 組織機構図 ・・・・・・・・・・・・・・ 7

第３章　健康増進計画推進事業

1 健康増進計画推進事業
(1) 重点領域の推進 ・・・・・・・・・・・ 8
(2) 健康都市宣言の普及活動 ・・・・・・ 9
(3) 事業所と連携した
生活習慣病予防事業 ・・・・・・ 9

第４章　子育て世代包括支援センター事業

1 すこやか子育て相談室事業
(1) 妊娠の届出状況 ・・・・・・・・・・・11
(2) 要支援検討カンファレンス ・・・・・11
(3) 低体重児の届出・未熟児訪問指導 ・・12
(4) 新生児・産婦訪問指導 ・・・・・・・12
(5) 産前産後サポート支援 ・・・・・・・13
(6) 産前産後ヘルパー派遣事業 ・・・・・14
(7) 産後ケア事業 ・・・・・・・・・・・14
(8) 健康相談・支援 ・・・・・・・・・・15
2 妊産婦健康診査事業
(1) 妊婦健康診査・産婦健康診査 ・・・・17
(2) 妊産婦歯科健康診査 ・・・・・・・・18
3 母子保健事業
(1) 健康診査 ・・・・・・・・・・・・・・19
(2) 健康教育 ・・・・・・・・・・・・・・25
(3) 健康相談 ・・・・・・・・・・・・・・30
(4) 歯科保健事業 ・・・・・・・・・・・34
(5) 給付事業 ・・・・・・・・・・・・・・34

第５章　健康診査事業

1 健康診査事業
(1) 特定健康診査・後期高齢者健康診査 ・37
(2) 特定保健指導 ・・・・・・・・・・・38
(3) 集団検診時における高血圧の
予防改善事業 ・・・38
(4) 検診結果説明会 ・・・・・・・・・・38
(5) 糖尿病性腎症重症化予防事業 ・・・・39
(6) 肝炎ウイルス陽性者
フォローアップ事業 ・・・・・・41
2 健康増進法による健康診査 ・・・・・・42
3 ヤング健診 ・・・・・・・・・・・・・43
4 その他の検診
(1) 肝炎ウイルス検診 ・・・・・・・・・44
(2) 骨粗しょう症検診 ・・・・・・・・・44
(3) ＡＢＣ検査 ・・・・・・・・・・・・45
(4) 歯周病検診 ・・・・・・・・・・・・46

第６章　がん検診等事業

1 がん検診等事業
(1) がん検診 ・・・・・・・・・・・・・47
(2) 女性がん検診 ・・・・・・・・・・・47
(3) 口腔がん検診 ・・・・・・・・・・・49
(4) けんしんパスポート・
けんしんガイドブック送付事業 ・・・49
(5) 健康マイレージ事業 ・・・・・・・・50
(6) 集団検診時無料託児事業 ・・・・・・50

第７章　健康づくり事業

1 健康教育
(1) 健康あっぷ講座 ・・・・・・・・・・52
(2) 中学校における歯と口の出前講座 ・・52
(3) 出前講座 ・・・・・・・・・・・・・53
(4) 脳卒中啓発プロジェクト ・・・・・・53
(5) 熱中症対策 ・・・・・・・・・・・・53
(6) 喫煙・受動喫煙対策 ・・・・・・・・54
2 健康相談
(1) 健康相談・栄養相談・禁煙相談 ・・・55
(2) 病態別栄養指導 ・・・・・・・・・・56
(3) 面接、訪問等個別指導 ・・・・・・・56

第８章　精神保健事業

1 自殺予防対策事業
(1) こころの健康相談 ・・・・・・・・・58
(2) こころの健康サポーター養成研修 ・・58
(3) 街頭キャンペーン事業 ・・・・・・・59
(4) メンタルヘルスチェックシステム
「こころの体温計」・・・・・59
(5) 自殺対策調整会議 ・・・・・・・・・61

第9章　予防事業

1　予防接種

(1)　予防接種事業 ・・・・・・・・・・・・62

(2)　予防接種実施状況 ・・・・・・・・・・62

(3)　とち介の予防接種ナビ事業 ・・・・・72

第10章　新型コロナウイルス感染症対策事業

1　新型コロナウイルス感染症対策事業

(1)　新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催 ・・・・73

(2)　新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ ・・・73

(3)　新型コロナウイルス感染症対策基金 ・73

(4)　PCR検査の実施 ・・・・・・・・・・・ 73

(5)　自宅療養者等への生活物資の提供 ・・74

(6)　接種証明書の発行状況 ・・・・・・・75

第11章　地域保健対策推進事業

1　市民健康まつり

(1) 市民健康まつり ・・・・・・・・・・・76

(2) 健康啓発事業 ・・・・・・・・・・・・76

2　栃木市健康づくり推進会議 ・・・・・・77

3　栃木市食生活改善推進員協議会

(1)　栃木市協議会 ・・・・・・・・・・・・78

(2)　食生活改善推進員養成講習会 ・・・・79

第12章　救急医療対策事業

1　初期救急医療 ・・・・・・・・・・・・・81

2　二次救急医療

(1)　病院群輪番制病院運営等事業 ・・・・82

(2)　小児二次救急支援事業 ・・・・・・・82

3　休日歯科診療 ・・・・・・・・・・・・・83

第13章　献血推進事業

1　献血推進事業 ・・・・・・・・・・・・・84

第14章　保健福祉センター等管理運営事業

1　保健福祉センター等利用状況 ・・・・・85

(1)　栃木保健福祉センター ・・・・・・・85

(2)　藤岡保健福祉センター ・・・・・・・85

(3)　大平健康福祉センター ゆうゆうプラザ ・・・・・・85

(4)　岩舟健康福祉センター遊楽々館 ・・・85

(5)　北部健康福祉センター ゆったりーな ・・・・・・・85

第15章　自動体外式除細動器(AED)設置事業

1　自動体外式除細動器(AED)設置事業

(1)　公共施設 ・・・・・・・・・・・・・・86

(2)　市内コンビニエンスストア ・・・・・86

第16章　その他の支援事業

1　骨髄移植ドナー支援事業

(1)　骨髄移植ドナー支援事業 ・・・・・87

2　がん患者支援事業

(1)　がん患者アピアランスケア支援補助金交付 ・・88

(2)　若年がん患者の在宅ターミナルケア支援補助金交付・89

栃木市
マスコットキャラクター
とち介

第１章　栃木市のすがた

第１章　栃木市のすがた

１　位置・地勢

本市は、平成 22 年 3 月 29 日に栃木市・大平町・藤岡町・都賀町の 1 市 3 町が合併して誕生し、平成 23 年 10 月 1 日には西方町、平成 26 年 4 月 5 日には岩舟町と合併し、新しい栃木市となりました。

栃木県の南部に位置し、東京から鉄道でも、高速道路でも約 1 時間の距離にあります。また、南北約 33.1km、東西約 22.3km、面積 331.50 ㎢で、壬生町、小山市、野木町、佐野市、鹿沼市などに接しており、また、茨城、栃木、群馬、埼玉の 4 県の県境が接する稀有な地域でもあります。

地勢としては、西に「三毳山（みかもやま）」と「岩船山（いわふねさん）」、中央には「太平山（おおひらさん）」を中心とする太平山県立自然公園が広がり、南にはラムサール条約登録地である「渡良瀬遊水地（わたらせゆうすいち）」など県南のシンボル的な自然景観を有しています。さらには、「渡良瀬川（わたらせがわ）」、「思川（おもいがわ）」、「巴波川（うずまがわ）」、「永野川（ながのがわ）」、「三杉川（みすぎがわ）」などの豊かな河川が市内を流れ、北東部から南東部にかけては、関東平野に連なる平坦地が広がり、県内有数の農業地帯でもあります。

交通としては、南北には東北自動車道に、佐野藤岡 IC、栃木 IC、都賀西方スマート IC を有し、東西には北関東自動車道が通り、都賀 IC を有しています。この 2 つの高速道路を、群馬方面からは岩舟 JCT、茨城方面からは栃木都賀 JCT が結び、物流の効率化や地域経済の発展に寄与する交通の要の地域であると言えます。また、南部には、群馬、栃木、茨城を結ぶ国道 50 号が東西に通り、北部には国道 293 号線が通るなど、県内外とのアクセス性に優れた道路網を形成しています。

公共交通では、東武線 10 駅、ＪＲ両毛線 3 駅を有し、市内や近隣自治体への通勤通学の足として、東京・埼玉方面への交通手段として充実した鉄道網となっています。

また、民間路線バスが 1 路線あるほか、市コミュニティバスである「ふれあいバス」が 12 路線あり、沿線住民や観光客の交通手段として運行されています。

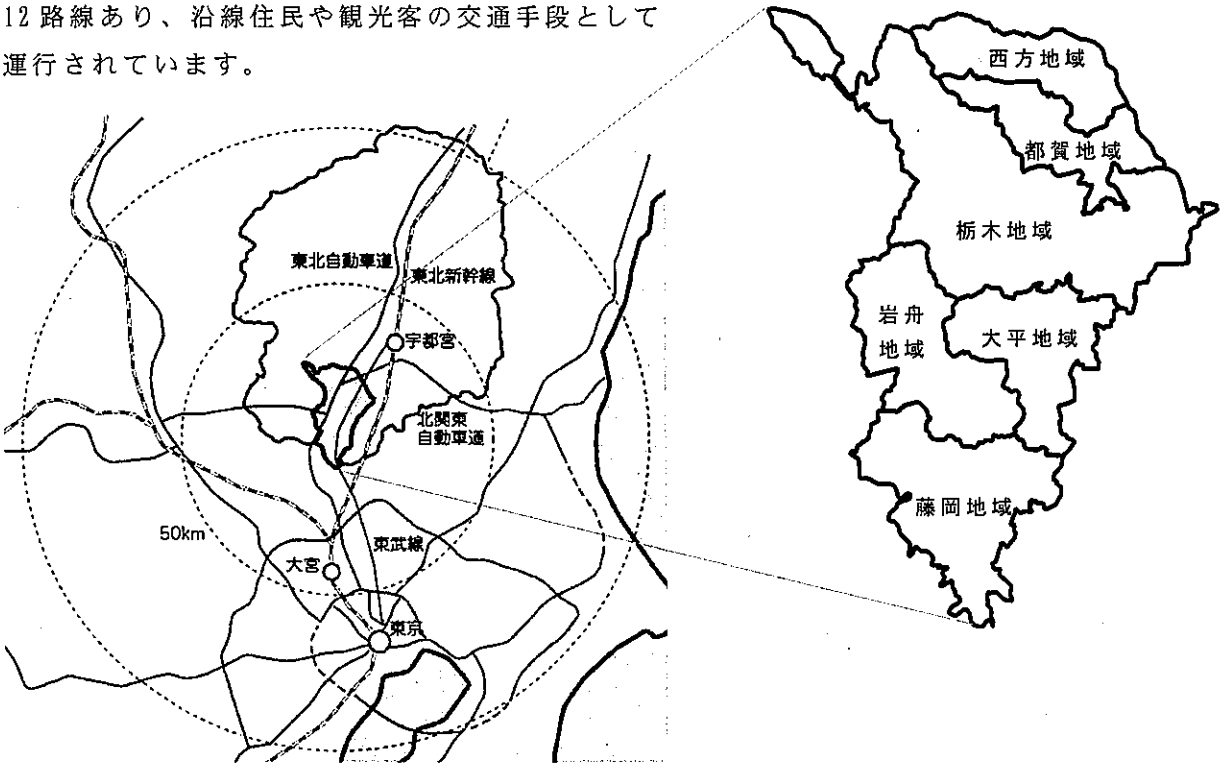

２　人口静態

人口総数　150,719 人（日本人のみ、令和 5 年 3 月 31 日現在、住民基本台帳人口より）
　男　　75,120 人
　女　　75,599 人
世帯数　　63,911 戸

図 1　5 歳階級別人口ピラミッド

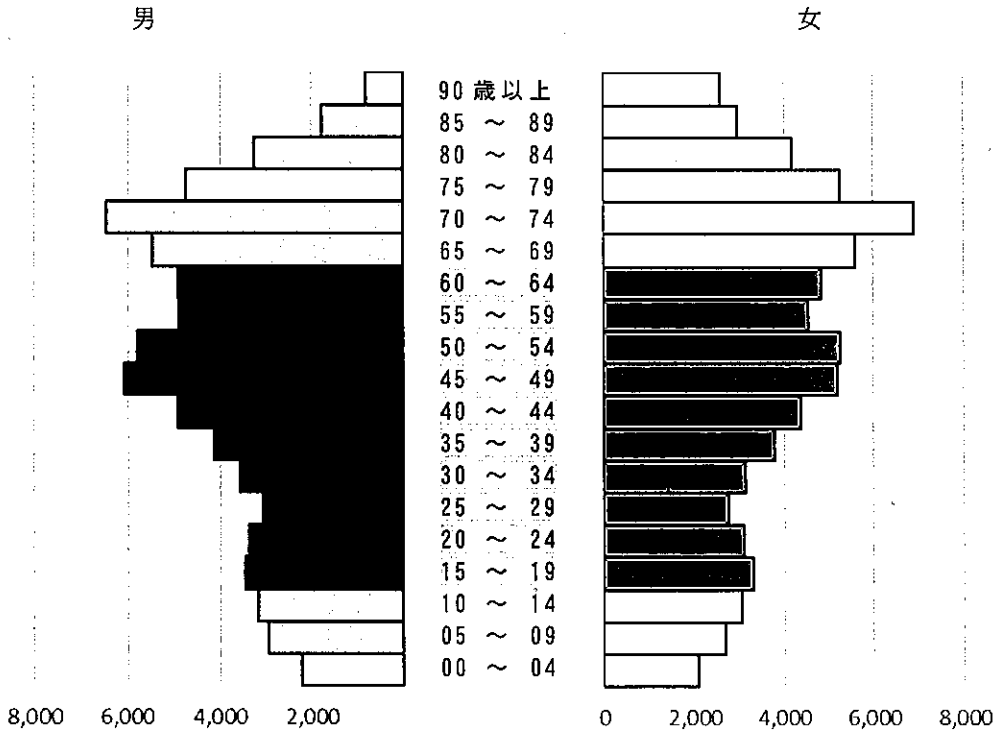

図 2　年齢 3 区分別人口構成割合

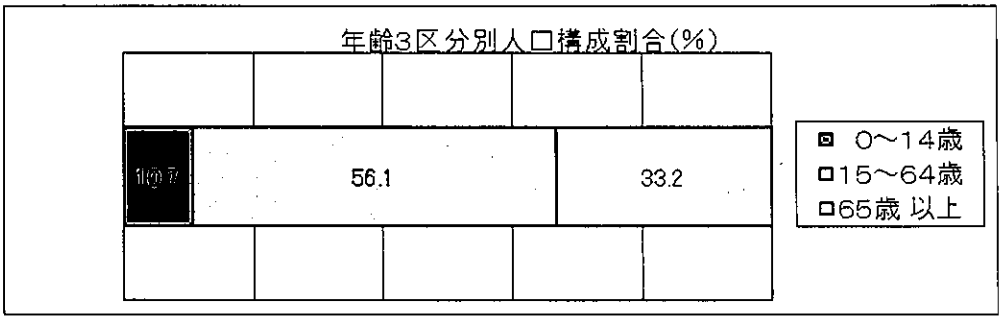

図３　地域別高齢化率

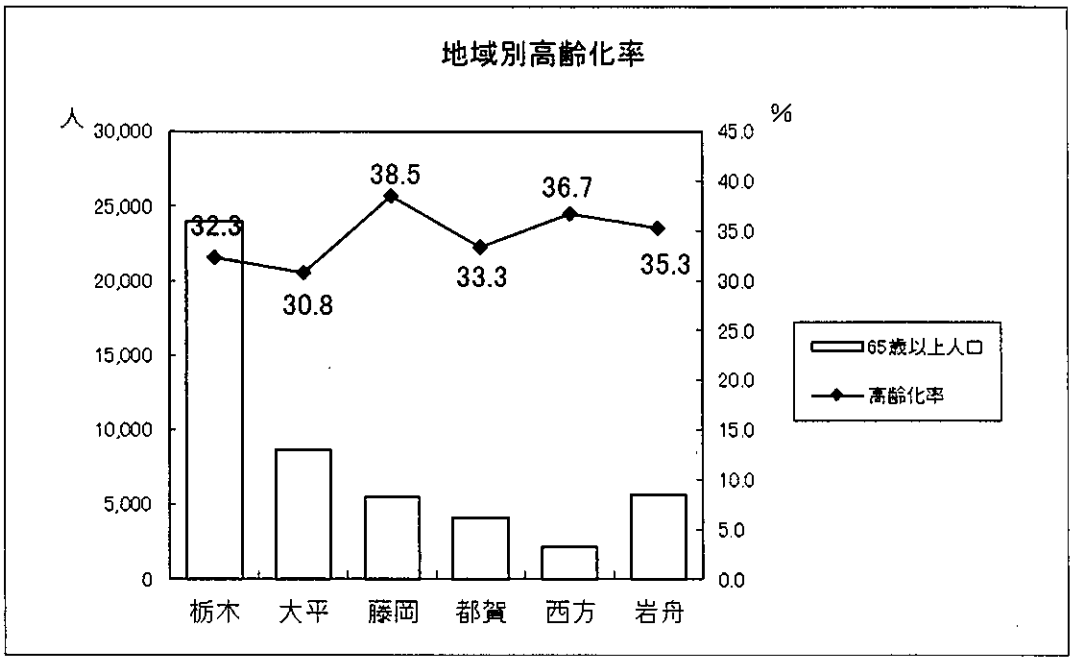
地域別高齢化率
人
%
30,000
25,000
20,000
15,000
10,000
5,000
0
45.0
40.0
35.0
30.0
25.0
20.0
15.0
10.0
5.0
0.0
32.3
30.8
38.5
33.3
36.7
35.3
65歳以上人口
高齢化率
栃木
大平
藤岡
都賀
西方
岩舟

３　人口動態

表１　人口動態概況

区分	栃木市		栃木県	全国	備考
	数	率	率	率	
出生	712	4.7	5.6	6.3	人口 1,000 対
死亡	2,253	14.7	13.4	12.9	〃
乳児死亡	1	1.4	1.3	1.8	出生 1,000 対
新生児死亡	1	1.4	0.6	0.8	〃
死産	12	16.6	19.8	19.3	出産 1,000 対
周産期死亡	2	2.8	3.0	3.3	〃

※「令和４（2022）年栃木県人口動態統計（確定数）の概況」より

表２　死因順位、死亡率(人口 10 万対)の全国比較

死因順位			死因	死亡率		
全国	栃木県	栃木市		全国	栃木県	栃木市
1	1	1	悪性新生物〈腫瘍〉	316.1	324.6	356.7
2	2	2	心疾患（高血圧性を除く）	190.9	204.3	200.3
3	3	3	老衰	147.1	157.2	185.2
4	4	4	脳血管疾患	88.1	119.9	119.1
5	5	5	肺炎	60.7	63.0	55.0
7	6	6	不慮の事故	35.6	33.5	40.6
6	7	7	誤嚥性肺炎	45.9	33.1	38.0
10	8	8	血管性及び詳細不明の認知症	20.0	25.2	37.3
8	9	9	腎不全	25.2	25.1	33.4
9	10	10	アルツハイマー病	20.4	22.0	25.5

※「令和４（2022）年版 栃木県保健統計年報」、「令和４（2022）年栃木県人口動態統計（確定数）の概況」より

第２章　事業の執行体制

１　事務分掌（令和５年４月１日現在）

保健福祉部健康増進課

ア　健康医療係

① 課の庶務に関すること。
② 保健衛生の普及啓発に関すること。
③ 保健福祉センターの管理運営に関すること。
④ 健康福祉センターの管理運営に関すること
⑤ 献血の推進に関すること。
⑥ 地域医療に関すること。
⑦ 救急医療に関すること。
⑧ 自動体外式除細動器に関すること。
⑨ 地域医療対策基金に関すること。
⑩ その他他の係に属さない保健予防に関すること。

イ　予防係

① 市医に関すること。
② 予防接種（新型コロナウイルスワクチン接種を除く。）に関すること。
③ 感染症予防及び対策（新型コロナウイルスワクチン接種を除く。）に関すること

ウ　健康づくり係

① 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に基づく健康増進事業に関すること。
② 健康増進計画の推進に関すること。
③ 成人の各種健（検）診に関すること。
④ 特定保健指導に関すること。
⑤ 成人栄養指導に関すること。
⑥ 成人歯科保健に関すること。
⑦ 自殺対策計画の推進に関すること。
⑧ 組織横断的な保健師の統括に関すること。
⑨ その他健康づくりに関すること。

エ　子育て世代包括支援センター係

① 子育て世代包括支援センター（母子保健型）事業に関すること。
② 妊娠出産包括支援事業に関すること。
③ 妊娠届出の受付及び母子健康手帳の交付に関すること。
④ 妊産婦及び乳幼児の健康診査、健康教育及び保健指導に関すること。
⑤ 新生児及び未熟児等の訪問指導に関すること。
⑥ 養育医療に関すること。
⑦ 乳児全戸家庭訪問事業に関すること。
⑧ 不妊治療、不育症治療の相談に関すること。
⑨ 妊産婦医療費受給者証交付申請の受付に関すること。

オ　新型コロナウイルス感染症対策係

①　新型コロナウイルス感染症対策に関すること

②　新型コロナウイルスワクチン接種に関すること

２　組織機構図（令和５年４月１日現在）

保健福祉部

部長１名

健康増進課

課長（保健師）１名

健康医療係

係長１名、主査１名、主事２名

予防係

副主幹１名、主査３名

健康づくり係

副主幹１名、副主幹（保健師）１名、主査１名、主査（保健師）２名、
主査（管理栄養士）１名、主任１名、主任（保健師）３名、主事１名、
保健師２名、管理栄養士１名

子育て世代包括支援センター係

課長補佐（保健師）１名、主査２名、主査(保健師)３名、主査(管理栄養士）１名
主任（保健師）３名、主任（管理栄養士）１名、保健師７名

新型コロナウイルス感染症対策係

副主幹１名、主査２名、主事２名

第３章　健康増進計画推進事業

１　健康増進計画推進事業

(1)　重点領域の推進

6つの重点領域（①栄養・食生活②身体活動・運動③喫煙④こころの健康⑤歯と口の健康⑥健康診査・検診）ごとに、ライフステージ別、関係機関別に取組を行い、関係機関と連携し健康づくりを推進した。

ア　関係機関

健康増進計画推進部会員（保健医療、福祉、教育関係団体、公募による者等）
及び庁内ワーキング構成員

イ　主な取組

・脳卒中予防に関する出前講座の実施、普及啓発
・野菜摂取・減塩促進のための動画を配信
・季節毎に野菜を使ったレシピを作成し、市内直売所等に設置
・食生活改善推進員協議会活動の推進
・とちぎハート体操、ラジオ体操の普及啓発
・ちょこっとウォーク～スニーカービズ～の実施
・市内にあるとちぎ健康づくりロードの周知
・妊婦や未成年に対する受動喫煙を無くすための普及啓発
・受動喫煙防止啓発用ポケットティッシュの作成、配布
・禁煙相談機関の周知
・こころの健康相談、こころの健康サポーター研修会等の実施
・こころの健康に関する相談窓口を掲載したポケットティッシュの作成、配布
・歯周病予防の動画の普及啓発、出前講座の実施
・健康診査・検診の実施及び受診勧奨

ウ　健康増進計画推進部会及び庁内ワーキング合同会議

栃木市健康増進計画推進部会員、庁内ワーキング会議構成員と連携を図りながら、計画を推進した。

月日	参加者数	内容
第1回 7月20日	45人	(ｱ)ミニ講話 「アフターコロナ時代における健康づくりの推進について」 (ｲ)グループワーク 「今後の健康づくりの取り組みについて」 栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙領域における意見交換

第2回 1月25日	39人	(ｱ)各団体・部署における健康づくりに関する取り組み状況報告 (ｲ)グループワーク 「今後の健康づくりの取り組みについて」 こころの健康、歯と口の健康、健康診査・検診領域における意見交換 (ｳ)次期健康増進計画の策定について

(2)　健康都市宣言の普及啓発

「あったかとちぎ健康都市宣言」の周知のため、栃木保健福祉センター等にパネルの設置、懸垂幕やのぼり旗の設置、集団検診受診者に対してチラシの配布を実施した。また、健康増進普及月間には市内にある電光標示板で周知した。

ア　懸垂幕・のぼり旗掲示

市役所本庁舎に懸垂幕を掲示した。また、栃木保健福祉センターや市内観光施設にのぼり旗を掲示した。

・実施期間　9月1日～9月30日

イ　チラシ配布

集団検診等にて配布した。

ウ　宣言の掲示

栃木保健福祉センターや市内公共施設等にて掲示した。

エ　電光標示板による普及啓発

市内道路（バイパス）に設置の電光標示板８ヶ所に表示した。

(3)　事業所と連携した生活習慣病予防事業

目　　的　健康づくり情報を活用して、壮年期世代が生活習慣病の発症及び重症化を予防し、生き生きと働き続けることができる。

対　　象　栃木市企業連絡協議会加入事業所44社
生活習慣病予防講座を希望する事業所
栃木商工会議所、大平町商工会、藤岡町商工会、都賀町商工会、西方町商工会、岩舟町商工会
ウェルワークとちぎ（栃木市勤労者福祉サービスセンター）に加入している事業所　約400事業所

ア　実施結果

(ｱ)　健康通信の送付

回　数　５回

送付先　栃木市企業連絡協議会加入事業所 44 社
栃木商工会議所、大平町商工会、藤岡町商工会、都賀町商工会
西方町商工会、岩舟町商工会
栃木地域産業保健センター

内　容　①熱中症予防「正しく知って、熱中症を予防しましょう」
②栄養・食生活「時間を味方に！食べる時間にひと工夫」
③検診「栃木市健康マイレージに参加しませんか？」
④脳卒中予防「脳卒中を予防しましょう」
⑤こころの健康「ストレスと上手に付き合おう」

(ｲ)　生活習慣病予防講座の実施

実施事業所数（所）	回数（回）	参加延べ数（人）
1	1	40

内　容　講話（栃木市の現状・生活習慣病予防・栄養・運動・禁煙・口腔）

方　法　保健師、栄養士が事業所に出向いて実施

(ｳ) ウェルワークとちぎ会報への記事掲載

回　数　６回

対　象　ウェルワークとちぎ加入事業所数　約 400 所

内　容　①歯と口の健康「歯周病を予防しましょう」
②熱中症予防「正しく知って、熱中症を予防しましょう」
③栄養・食生活「時間を味方に！食べる時間にひと工夫」
④検診「栃木市健康マイレージに参加しませんか？」
⑤脳卒中予防「脳卒中を予防しましょう」
⑥こころの健康「ストレスと上手に付き合おう」

イ　考察

健康通信の発行や生活習慣病予防講座を実施して従業員及び担当者の健康づくりに対する意識向上に繋げることができた。

この事業は、対象とする壮年期に広く働きかけることが可能なため、今後も、事業所の担当者と連携し、従業員の健康づくりに取り組んでいきたい。

第４章　子育て世代
包括支援センター事業

第４章　子育て世代包括支援センター事業

１ すこやか子育て相談室事業

(1)　妊娠の届出状況

母子保健法第 15 条により、妊娠した者は速やかに市長に妊娠の届出をしなければならない。妊娠届出時には、妊婦に対し、母子健康手帳の交付や妊婦健康診査受診票の交付、両親教室の受講案内、面接による健康相談等、安心安全な出産に向けた支援を行っている。

ア　妊娠週数別　（単位：人（％））

項目	満 11 週以内	満 12～19 週	満 20～27 週	満28週～分娩まで	分娩後	不詳	計
人数（率）	675（94.3）	33（4.6）	6（0.8）	2（0.3）	0（0.0）	0（0）	716

イ　妊婦年齢別　（単位：人（％））

項目	19 歳以下	20～24	25～29	30～34	35～39	40 歳以上	計
人数（率）	11（1.5）	62（8.7）	219（30.6）	254（35.5）	143（20.0）	27（3.8）	716

ウ　妊娠回数別　（単位：人（％））

項目	初　回	経産 1 回	経産 2 回	経産 3 回	経産 4 回	経産 5 回以上	計
人数（率）	340（47.5）	243（33.9）	100（14.0）	25（3.5）	6（0.8）	2（0.3）	716

エ　母子健康手帳交付状況　（単位：人）

項目	妊娠届出数	多　胎	紛　失　等	外国で出生等	計
人数	716	10	18	25	769

オ　考察

妊娠満 11 週以内の届出が 94.3％であり、早い時期に届出を行う妊婦が多数を占める一方、妊娠後期の届出が 2 件あり、毎年一定数存在している。妊娠の届出を行うことで、公的サービスが開始されることになるため、安心安全な出産に向け、今後も早期届出の普及啓発に努めたい。

また、妊娠届出数は年々減少しており、全国的な傾向と同様に本市においても少子化が進んでいるといえる。

(2)　要支援検討カンファレンス

目　　的　妊娠届時のアンケートや面接をもとに、リスクアセスメント基準によりカンファレンスを実施し、支援が必要な母子に対して支援方針や方法等を検討して、円滑な支援を図ることを目的とする。

対　　象　妊娠期から支援が必要な家庭
内　　容　支援方針や方法の検討、地区担当保健師との情報共有
スタッフ　保健師、助産師、公認心理師

ア　実施状況

回数（回）	検討者数（件）
51	320

イ　考察

安心して妊娠、出産、子育て期を過ごすことができるよう、個々の状況に応じた支援が必要である。リスクアセスメントの基準に照らし合わせて多職種によるカンファレンスを実施し、支援が必要な家庭に早期から適切な支援ができるような体制づくりに努めたい。

(3)　低体重児の届出・未熟児訪問指導

目　　的　低出生体重児や未熟児に対し、発育状況や家庭環境に応じた適切な養育指導を行い、児の健全な発育・発達を促すことを目的とする。
対　　象　出生体重が 2,500ｇ未満の児、または妊娠 37 週より前に出生した早産児及び産婦
届出方法　母子健康手帳交付時に配付している「お誕生連絡票」が低体重児出生届出書を兼ねている
スタッフ　保健師、助産師、在宅助産師

ア　訪問状況　（単位：件）

	届出数	訪問延べ数
件数	78	69

イ　考察

母親は心身の準備ができないまま早産となったり、未熟で生まれた児が長期入院となることに戸惑いを感じ、また、児は医療的ケアや発育や発達等の状況に応じた支援を必要としていることが多い。安心して育児ができ児が健やかに成長発達していけるよう今後も事業の推進に努めていきたい。

(4)　新生児・産婦訪問指導

目　　的　新生児期における母子の健康管理と育児不安の軽減を図るため家庭訪問による保健指導を実施する。
対　　象　新生児（生後 28 日未満）と産婦
周知方法　母子健康手帳交付時、お誕生連絡票提出時、2 週間目電話相談にて情報提

供

スタッフ　保健師、助産師、看護師

ア　訪問者別訪問数　（単位：人）

保健師	助産師	母子相談員	計
43	5	7	55

イ　考察

妊娠期から支援を開始している産婦や育児支援の必要なケースに対して、産後間もない新生児期から早期に家庭訪問による育児支援を実施した。今後も安心して子育てができるよう早期の対応に努めていきたい。

(5)　産前産後サポート支援

ア　若年妊産婦支援

目　　的　10代の若年妊産婦は、出産や育児の情報不足、経済問題、支援の繋がりにくさなど複数の課題を抱えていることが多いため、妊娠中から電話面接、訪問、個別教室などを実施し、安全な出産ができ安心して子育てが出来るよう支援する。

対　　象　10代の妊産婦

周知方法　母子健康手帳交付時に説明

スタッフ　保健師、助産師

実施件数：13件

イ　多胎妊産婦支援事業

目　　的　身体的リスクが高く、産後における育児等の負担が大きい多胎妊産婦に対し、早い時期から必要な情報を提供するとともに、多胎育児経験者による家庭訪問や交流会を実施し、不安軽減と孤立予防を図る。

対　　象　多胎妊産婦

周知方法　母子健康手帳交付時に説明

スタッフ　保健師、助産師

(ｱ)　多胎児出産準備教室（ツインズプレパパママ教室）

妊娠届出から約4週間後を目途に、「ふたご手帳」の冊子を使って多胎妊娠の特徴や胎児の育ち等を説明し、生活上のアドバイス等を行った。

実施件数：8回／8組

(ｲ)　多胎児家庭交流会（makingツインズフレンズ）

多胎児育児の苦労や生活の工夫などを共有し、仲間づくりのきっかけとなるよう交流会を開催した。

実施回数：3回

参加人数：妊婦3人、産婦15人、児38人（21組）

(ｳ)　多胎育児経験者家庭訪問（ピア家庭訪問）

多胎育児経験者が家庭訪問をすることにより，出産に向けての準備や育児の苦労や気持ちを共有し、双子育児の工夫などの具体的な情報を伝えた。

訪問者数：妊婦0人、産婦5人

(6)　産前産後ヘルパー派遣事業

目　　的　多胎妊産婦や日中支援者がいない妊産婦に対し、ヘルパーを派遣し家事や育児の負担軽減を図る。

対　　象　日中家事及び育児支援者がいない妊産婦もしくはその配偶者（産後の場合は生後6か月未満まで）

多胎妊産婦（産後は２年未満まで）

周知方法　妊娠届時、お誕生連絡票の面接時、保健師や助産師、母子相談員による訪問時など

委 託 先　10事業所

ア　実施状況

単胎		多胎	
利用者数（人）	利用回数（回）	利用者数（人）	利用回数（回）
14	133	3	94

イ　考察

申請者 22 名のうち利用者は単胎、多胎を合わせて計 17 名であった。終了時のアンケートに回答した全員が「育児や家事の負担軽減につながった」と回答しており、産前産後のサポートとして効果が得られていると考える。核家族化の進展や地域の繋がりの希薄化等により、家庭や地域での子育て機能が低下している一方、産前産後の家事や育児の負担は増大しているため、ヘルパーを派遣し安心して子育てができる環境を整えられるよう、対象者へ事業の周知を行っていきたい。

(7)　産後ケア事業

目　　的　心身の不調や育児不安等により、特に支援が必要な母子に対して、市が委託する医療機関や助産院において安心して子育てができるよう産後の生活を支援する。

対　　象　産後1年未満の母子等のうち、産後の回復や育児、日常生活に不安が強い方で、支援が必要とされる方。ただし、医療行為が必要な方は対象外とする。

委 託 先　20か所

事業種類　宿泊型、通所（デイサービス）型、居宅訪問型の3種類
利用上限　宿泊型、通所型、居宅訪問型を選択し、併せて1人7日間を上限とする
ケア内容　・母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導
・母親の心理的ケア
・適切な授乳が実施できるためのケア（乳房ケアを含む）
・育児手技についての具体的な指導及び相談
・生活の相談、支援

ア　実施状況

利用者実人数（人）		利用日数別実人数（人）							延べ利用回数（回）
		1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	
宿泊型	56	21	16	6	3	3	3	4	144
通所型	13	9	1	1	1	0	1	0	24
居宅訪問型	109	50	23	21	8	5	1	1	229

イ　考察

令和５年度から利用者負担金の無料化を行った影響により、短期入所型の利用者は昨年度の３倍程に増加した。産後ケアを提供するにあたってはケアプラン等を通して、利用者とともに計画的な利用について考え、産後ケアだけではなく、その他の事業や保健師の継続的な支援も含めた支援を産後ケア事業を運営する上でも考慮していく必要がある。

(8)　健康相談・支援

ア　生後２週間目全戸電話相談

目　　的　退院後の不安を抱きやすい時期に電話相談を実施することで、子育ての悩みや母親の心身の不安等の軽減を図ることを目的とする。
対　　象　産後２～３週間目の産婦
周知方法　母子健康手帳交付時とお誕生連絡票提出時に説明
内　　容　電話による出産時及び産後の生活状況確認、育児相談
スタッフ　保健師、助産師、看護師

(ｱ)　実施状況

対象者（人）	実施数（人）	実施率（％）
709	697	98.3

(ｲ)　考察

産後２週間は、母が退院後一番不安になりやすい時期である。その時期に電

話で生活や育児状況を聞き取り、支援を必要とする方を早期に発見して支援策を講じ不安を解消していくことは、育児への前向きな気持ちや児への愛着形成に寄与する。今後も母親が抱えやすい不安を念頭に置き、関係機関とも連携し母が安心して過ごせる環境調整や支援に繋げていきたい。

イ　セルフプラン・支援プランの作成

目　　的　セルフプランは、妊産婦が安心・安全な出産や育児のために必要な支援サービスを適切に選択して利用できるよう、自身でサービスの利用計画を立てられることを目的とする。支援プランは、妊娠期から子育て期にわたる支援が必要な家庭、特に障がいや児童虐待、ＤＶ、子どもの貧困など複合的な課題を抱える家庭に対して、関係機関が支援方法や支援体制の共通理解をし、継続的な支援を図ることを目的とする。

対　　象　妊娠期から子育て期にわたる支援が必要な家庭

内　　容　セルフプラン、支援プランの作成

スタッフ　保健師、助産師、看護師

作成件数　716 件

(7)　考察

令和５年度より、妊娠届出時の面接にて全妊婦にセルフプランの作成を実施。サービスの流れ等が分かりやすいように工夫を行っている。今後は、より支援が必要な方への支援プランの作成にも繋げたい。

ウ　ベビーバスの貸し出し　（単位：件）

サテライト窓口	すこやか子育て相談室	総合支所					計
		大平	藤岡	都賀	西方	岩舟	
34	20	10	3	1	1	2	71

２ 妊産婦健康診査事業

(1) 妊婦健康診査・産婦健康診査

目　　的　妊産婦の健康管理の向上を図るため、健康診査を医療機関に委託して実施する。

対　　象　妊婦及び産婦

実施方法　母子健康手帳交付時に受診票を配布する。

回数・内容　妊婦健康診査(14 回)

・問診及び診察　・尿検査　・血圧　・体重測定　・血算及び血糖検査

・超音波検査　・子宮頸がん検査

・感染症の検査

Ｂ型肝炎ウイルス、Ｃ型肝炎ウイルス、ヒト免疫不全ウイルス（ＨＩＶ）、梅毒、風疹ウイルス、クラミジア、Ｂ群溶血性レンサ球菌（ＧＢＳ）、ヒトＴ細胞白血病ウイルス１型（ＨＴＬＶ－1）

・その他必要な検査

多胎児妊娠健康診査(5 回)

・問診及び診察　・尿検査　・血圧　・体重測定

・その他必要な検査

産婦健康診査(2 回)

・問診及び診察　・尿検査　・血圧　・ＥＰＤＳ検査等

ア　受診状況

妊婦健康診査　（単位：人）

回数	1回目	2回目	3 回目	4 回目	5 回目	6 回目	7 回目	
受診者数	710	679	675	654	654	645	632	
回数	8 回目	9 回目	10回目	11回目	12 回目	13 回目	14 回目	
受診者数	655	633	594	622	512	362	196	
回数	15回目	16回目	17 回目	18 回目	19 回目			計
受診者数	3	0	0	0	0			8,226

※15～19 回目は多胎妊婦のみ利用可

産婦健康診査

産後 2 週間		産後 1 か月健診		産後 2 週間 EPDS			産後 1 か月 EPDS		
受診者数	受診率	受診者数	受診率	実施数	高得点者数	高得点者率	実施数	高得点者数	高得点者率
630	81.1%	691	88.9%	626	99	15.8%	677	70	10.3%

※受診者数は、転入等による年度途中の交付者も含まれる

イ　考察

妊婦健康診査は妊婦や胎児の健康管理のより一層の徹底と経済的負担の軽減を目

的として、産婦健康診査は産後うつ予防や新生児虐待の予防を図ることを目的に受診票を発行している。受診状況では、EPDS 高得点者率を産後 2 週間と 1 か月で比較すると 2 週間の高得点者率が高い。2 週間健診後の医療機関の連絡から、訪問等の支援、サービスに繋がっている。今後も医療機関と連携し健やかに妊娠期を送ることができ、また、安心して出産、育児ができるよう支援していきたい。

※EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）：産後うつのスクリーニング票として用いる自己記入式の質問票。

(2)　妊産婦歯科健康診査

目　　的　妊産婦の口腔衛生の向上に寄与する。

対　　象　妊産婦

実施方法　母子健康手帳交付時に受診券を配布する。

回　　数　委託医療機関において 1 回

ア　実施状況

対象者数（人）	受診者数（人）
777	443

※対象者・受診者数は、転入等による年度途中の交付者も含まれる

イ　考察

妊娠を機に口腔内の健康にも意識できるように妊娠期から啓発を行い、妊娠期に受診していない者に対しては、乳児全戸訪問事業において受診勧奨し、産婦の更なる受診率向上にも努めたい。

３　母子保健事業

(1)　健康診査

ア　乳児健康診査

目　　的　身体及び精神の発達状況を確認し、疾病や異常の早期発見と育児上の諸問題について適切な保健指導・相談等を行い、乳幼児の健全育成を図る。

対　　象　4か月児、9か月児

回　　数　4か月児健診25回、9か月児健診26回

場　　所　栃木保健福祉センター、岩舟健康福祉センター

周知方法　個人通知、子育てガイドブック、広報とちぎ、ホームページ　等

内　　容　問診、身体計測、診察、離乳食指導、歯科指導、保健指導、絵本のプレゼント　等

スタッフ　医師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、事務職　等

(ｱ)　受診状況及び結果

項目／月齢	対象児数(人)	受診児数(人)	受診率(%)	受診結果(人)				
				異常なし	既医療	要観察	要医療	要精密検査
4か月児	692	681	98.4	527	29	97	3	25
9か月児	734	730	99.5	561	31	97	2	39

(ｲ)　考察

受診率は、4か月児健診98.4%、9か月児健診99.5%であった。乳児健診は、保護者自身が子どもの成長を確認するとともに、育児支援の場として重要である。今年度はコロナの感染対策の緩和に伴い、4か月児健診では離乳食の集団講話・9か月児健診では絵本の読み聞かせを再開した。今後も適切な保健指導・相談等が実施できるように、各専門職の専門性を活かし、支援体制を整えていきたい。

イ　1歳6か月児健康診査

目　　的　身体及び精神の発達状況を確認し、疾病や異常の早期発見と育児上の諸問題について適切な保健指導相談等を行い、また、母親同士の交流により育児不安の軽減を図り、乳幼児の健全育成を図る。

対　　象　1歳6か月児

回　　数　30回

場　　所　栃木保健福祉センター、岩舟健康福祉センター

周知方法　個人通知、子育てガイドブック、広報とちぎ、ホームページ　等

内　　容　問診、身体計測、内科診察、歯科診察、心理相談、保健指導、歯科指導栄養相談　等

スタッフ　医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士、心理職、歯科衛生士、事務職　等

(ｱ)　受診状況及び結果

項目	対象児数(人)	受診児数(人)	受診率(%)	受診結果(人)						
				異常なし	既医療	要観察	要医療	(再掲)要医療		要精密検査
								精神面	身体面	
人数・率	808	803	99.4	578	27	157	3	0	3	38

(ｲ)　歯科健診結果

項目	対象児数(人)	受診児数(人)	受診率(%)	う歯保有児数(人)	う歯罹患率(%)	う歯総本数(本)	受診児1人当う歯本数(本)	う歯のある児当う歯本数(本)
人数・率	808	803	99.4	8	1.0	21	0.03	2.6

(ｳ)　考察

受診率は99.4%であった。1歳6か月健診では、運動発達、精神発達を確認するとともに、保護者の育児に関する悩みも多様化する時期であるため、対象者に応じた細やかな支援を行っていきたい。また、次年度は健診従事者に保育士を加えることで、児の自然な姿や遊びの様子を心理士や保健師が確認できるとともに、保護者が相談しやすい会場づくりに取り組んでいきたい。

ウ　2歳児歯科健康診査

目　　的　う歯が急速に増加する2歳児が、かかりつけ医を持ち、う歯予防の指導を受けることにより、歯磨きの習慣づけやう歯予防への意識を高め、う歯罹患率減少につなげる。

対　　象　2歳児

実施方法　委託医療機関において実施

周知方法　個人通知、子育てガイドブック、広報とちぎ、ホームページ　等

内　　容　問診、むし歯の有無の確認、口腔内の異常の有無の確認、ブラッシング指導、フッ化物塗布歯科健診　等

(ｱ)　受診状況

項目	対象児数(人)	受診児数(人)	受診率(%)	う歯保有児数(人)	う歯罹患率(%)	う歯総本数(本)	受診児1人当う歯本数(本)	う歯のある児当う歯本数(本)
人数・率	853	445	52.2	15	3.4	49	0.11	3.27

(ｲ)　考察

今年度は集団健診から来院型の個別健診に変更したことで、受診率は52.2%と低下した。個別健診は保護者の都合に合わせて受けられる利点があるが、集団健

診に比べて一定の受診率を保つことが難しい。ただ、この10年間で、う歯罹患率の減少やかかりつけ歯科医を持つ者の増加がみられることから、今後も継続して早期のう歯予防やかかりつけ歯科医を持つことの大切さを周知し、う歯罹患率減少に繋げていきたい。

エ　3歳児健康診査

目　　的　身体及び精神の発達状況を確認し、疾病や異常の早期発見と問題について適切な保健指導・相談等を行い、乳幼児の健全育成を図る。

対　　象　3歳児

回　　数　36回

場　　所　栃木保健福祉センター、岩舟健康福祉センター

周知方法　個人通知、子育てガイドブック、広報とちぎ、ホームページ　等

内　　容　問診、尿検査、眼科(屈折)検査、身体計測、内科診察、歯科診察、歯科相談、保健指導、心理相談　等

スタッフ　医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士、事務職、心理職、歯科衛生士、臨床検査技師　等

(ｱ)　受診状況及び結果

項目	対象児数(人)	受診児数(人)	受診率(%)	受診結果(人)						
				異常なし	既医療	要観察	要医療	(再掲) 要医療		要精密検査
								精神面	身体面	
人数・率	893	879	98.4	428	17	180	34	0	34	220

(ｲ)　歯科健診結果

項目	対象児数(人)	受診児数(人)	受診率(%)	う歯保有児数(人)	う歯罹患率(%)	う歯総本数(本)	受診者1人当う歯本数(本)	う歯のある児う歯本数(本)
人数・率	893	878	98.3	93	10.6	317	0.36	3.4

(ｳ)　視覚二次健診結果

項目	対象児数(人)	受診児数(人)	受診率(%)	二次健診結果(人)		
				異常なし	既治療	経過観察
人数・率	153	116	75.8	10	31	75

要治療・要経過観察の内訳(重複回答あり・疑いを含む)(人)						
遠視・遠視性乱視	近視・近視性乱視	混合乱視	弱視	斜視	その他の疾病	不明・検査不能・分類不能
66	11	9	28	6	2	0

(エ) 考察

受診率は 98.4%であり、未受診児に対しては再勧奨を行った。3歳児健診は最後の集団健診であり、発育確認や育児支援を行う上で重要な健診であることから、今後も受診率向上に努めていきたい。

オ　未受診管理

目　　的　未受診児の早期の把握と児の安全確認を行うことにより、子どもの虐待予防及び早期発見・早期対応を図る。

(ア)　未受診児対応結果

項目	現認	転出	確認中	計
人数(人) (外国人数)	41 (19)	0 (0)	8 (6)	49 (25)
率(%)	83.7	0	16.3	100

(イ)　考察

現認の割合は83.7%であり、おおむね現認ができている。「確認中」の児は、出国確認対象児や現認把握対応中の児であり、出国確認対象児は毎年厚生労働省の「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認」調査時期に合わせて出国確認している。今後も関係機関と連携し虐待予防及び早期発見・早期対応に努めていく。

カ　乳幼児発達相談（二次健診）

目　　的　乳幼児健康診査等で成長発達の遅れが疑われた児に対し、医師による診察、発達検査、相談指導を行い、心身障がいの早期発見・早期療育につなげる。

回　　数　18回

場　　所　栃木保健福祉センター

内　　容　問診、発達検査、診察、相談

スタッフ　医師、保健師、心理職、言語聴覚士、作業療法士　等

(ア)　実施状況　　（単位：人）

項目	受診児		1回当たりの平均受診児
	初診	再診	
人数	83	5	4.9

(ｲ)　初診時の相談内容（重複あり）　（単位：人(%)）

項目	言葉に関すること	精神発達に関すること	運動発達に関すること	身体発育に関すること	行動に関すること
人数(率)	17(20.5)	60(72.3)	1(1.2)	0(0)	19(22.9)

(ｳ)　初診時の来所経路（実人数）　（単位：人）

項目	乳幼児健診		5歳児発達相談	幼稚園保育園	心理相談	その他	合計
	1歳6か月児健診	3歳児健診					
人数	0	3	30	1	41	8	83

(ｴ)　受診結果　（単位：人）

項目	今回のみ指導						再診	治療要精査	合計		
	指導のみ	療育機関紹介				保健師フォロー			今回のみ指導	再診	治療要精査
		障害児通所支援事業所	ことばの教室	遊びの教室	その他						
人数	11	28	1	0	0	13	1	8	53	1	8

(ｵ)　考察

受診児数は延べ88名（1回あたり平均参加者数4.9名）で、初診児と再診児の割合は、令和元年度以降横ばいで経過している。初診時の相談理由・主訴は「精神発達の問題」が最も多く、次いで「行動面の問題」「ことばの問題」が多い。今後も発達の遅れや不安のある児に対して相談指導や早期療育に向けた支援を行っていきたい。

キ　乳児先天性股関節脱臼検診

目　　的　先天性股関節脱臼を早期発見し、適切な療養指導により、乳児の健全育成を図る。

対　　象　1歳未満児
※股関節骨頭形成が完了する生後3～4か月頃の受診を勧奨

周知方法　個人通知、ホームページ　等

検診内容　委託医療機関（市内の整形外科医院14か所）において、視触診、レントゲン撮影などにより、股関節の開排状況や筋肉、骨の発育状況等をみる。

(ｱ)　検診受診状況と判定

項目	対象児数（人）	受診児数（人）	受診率（%）	検査結果（人（%））		
				異常なし	要観察	要治療
人数（率）	706	647	91.6	620（95.8）	22（3.4）	5（0.1）

(ｲ)　有所見児内訳（要観察・要治療の児）

項目	股関節脱臼〈疑含〉（人）			臼蓋形成不全〈疑含〉（人）			その他（人）			有所見児数（人）	有所見率（%）
	男	女	計	男	女	計	男	女	計		
人数・率	2	7	9	2	5	7	5	6	11	27	4.2

(ｳ)　考察

受診率は91.6%、有所見率は4.2%で昨年より受診率が減少し、有所見率が増加している。有所見児のその他には股関節骨頭形成が未完成による要観察が含まれている。

乳児期において早期発見し、適切な治療・療育指導が行えるよう、未受診児に対し4か月児健康診査等において受診勧奨していきたい。

ク　新生児聴覚検査

目　　的　新生児の聴覚障がいを早期に発見し、適切な支援を行うことにより、言語発達等への影響を最小限に抑える。

対　　象　新生児

実施方法　栃木県医師会、栃木県病院協会に委託
　　県外の医療機関については個別に委託、または扶助費にて対応

周　　知　妊娠届出時に検査受診票とリーフレット配布
　　お誕生連絡票受理時や生後2週間目全戸電話相談、こんにちは赤ちゃん訪問等にて啓発

実施内容　出生した医療機関等で自動聴性脳幹反応検査（ABR）または耳音響放射検査（OAE）による初回検査と確認検査（再検査）を実施する。
　　※ABR：睡眠下に刺激音を聴かせて頭皮上から得られる聴性電位変動で聴覚脳幹機能を評価する検査
　　OAE：内耳から外耳道へ放射される微弱な音信号を集音して得られる反応で、内耳有毛細胞機能を評価する検査

(ｱ)　受診状況及び初回検査結果

項目	対象児数（人）	受診児数（人）	受診率（%）	初回検査（人）					
				パス（異常なし）			リファー（要再検査）		
				ABR	OAE	不　明	ABR	OAE	不明
人数・率	680	676	99.4	655	12	2	7	0	0

(ｲ)　再検査・精密検査結果

項目	再検査(人)		精密検査(人)			
	パス(異常なし)	要精検	正常	一側性難聴	両側性難聴	検査中
人数	4	3	0	2	0	1

(ｳ)　考察

検査未受診の場合には２週間目全戸電話相談やこんにちは赤ちゃん訪問、４か月健診時に受診勧奨を行い受診率は99.4%である。未受診の要因は極低出生体重等により入院中のため未把握によるものである。

精密検査の結果２名が難聴と診断され、医療機関で定期的に経過観察となっている。今後も新生児聴覚検査の重要性を周知し受診率向上に努めていきたい。

(2)　健康教育

ア　Hello赤ちゃん教室

目　　的　出産を迎える妊婦やパートナー等に対して、妊娠、出産、育児等に関する知識の提供を行うとともに、グループワークを通じて、お互いに主体性をもち、育児に取り組むことができるようサポートする機会とする。

内　　容　助産師の話、栄養士の話、妊婦体験、グループワーク

対　　象　市内に居住する妊婦とそのパートナーまたは支援者

回　　数　８回

場　　所　栃木保健福祉センター

周知方法　母子健康手帳交付時に案内、広報紙及びホームページへの掲載　等

スタッフ　助産師、保健師、管理栄養士

(ｱ)　受講状況

対象者(人)(妊娠届出数)	参加者(人)				妊婦受講率(%)	初妊婦受講率(%)
	実数			妊婦延数		
	妊婦	夫	祖父母等			
716	83	72	0	83	11.6	22.9

(ｲ)　考察

今年度、沐浴中心だった教室からグループワークを取り入れた教室にしたことで、１回に希望する多くの参加者を呼ぶことができ、妻同士、夫同士の交流や意見交換を行うことができた。Hello赤ちゃん教室は、市の事業として出産前の夫婦に接することができる教室であり、この機会に参加者の声を聞き、教室に反映させることで、参加者を向上させ、妊娠・出産・子育てを通して夫婦の絆が深まるような支援をしていきたい。

イ　きょうだい教室

目　　的　上の子との関わり方や赤ちゃん返りの対応等に悩む妊婦や産婦に対して育児体験を語り合う機会を持つことで、２人目以降の育児の不安軽減を行う。

内　　容　心理師の話、フリートーク、子どもの事故予防のポイント

対　　象　市内に居住する２人目以上の子どもを持つ妊婦または産婦とその家族

回　　数　１回

場　　所　栃木保健福祉センター

周知方法　２週間電話、乳幼児健診に案内、広報紙及びホームページへの掲載　等

スタッフ　公認心理師、保健師

(ｱ)　受講状況

参加者（人）		
妊産婦	夫	祖父母等
1	1	0

(ｲ)　考察

兄弟関係に悩んでいる保護者はいるが、保護者のニーズと教室の実施方法が合わなかった点があり、教室参加に至らなかった。よって、この事業は別事業へと引き継いでいきたい。

ウ　プレパパ教室

目　　的　子どもを安心して産み育てることができる社会づくりの支援のため、妊婦のパートナーが妊娠・出産への理解を深めることで、父親としての自覚をもち、育児参加に関する意識を高める。

内　　容　助産師講話、育児体験、先輩パパからの体験談、グループワーク

対　　象　市内に居住する妊婦の夫またはパートナー

回　　数　２回

場　　所　栃木保健福祉センター、栃木市市民交流センター

周知方法　母子健康手帳交付時に案内、広報紙及びホームページ　等

スタッフ　保健師、助産師、管理栄養士

(ｱ)　受講状況

参加者（人）	
夫	妊婦
22	6

(イ)　考察

今年度、初めての開催だったが、とても良い雰囲気の中で実施することができた。特に第２回目はパパのみの参加だったが、育児に主体的に取り組んで行こうという姿勢がみられた。この教室を通して、妊婦だけでなくパートナーも同じように不安や悩みを抱えていた。今後は、妊婦だけでなくパートナーも含めた家族支援に力を入れていきたい。

エ　離乳食教室

目　　的　保護者が離乳食について困った時に専門的な指導や助言を受けることにより、不安が軽減する。地域の相談ニーズを把握し、地域子育て支援センターと顔の見える関係をつくることによって、相談者にとってよりよい環境づくりを行う。

内　　容　離乳食の進め方、離乳食の食べさせ方、口腔内の様子、歯磨きの仕方
栄養・歯科相談

対　　象　市内在住のおおむね５～８か月の乳児とその保護者

回　　数　６回

場　　所　各地域子育て支援センター

周知方法　４か月児健診の通知及び健診時に案内、広報紙及びホームページへ掲載

スタッフ　管理栄養士、歯科衛生士

(ア)　受講状況

参加者（組）	個別指導者（組）	
	管理栄養士	歯科衛生士
29	16	7

(イ)　考察

今年度、離乳食教室を再開し、参加者は地域子育て支援センターによって異なっていたが、満足度は高かった。開催場所や方法を検討し、保護者に対して必要な知識の提供を行い、食を楽しむ家庭が増えるように支援をしていきたい。

オ　にこにこ教室

目　　的　乳幼児健診等で精神・言語発達に遅れがあり経過観察になった児や、子育てに不安を持つ保護者を対象に、親子のふれあい遊や交流を通して、親子の愛着形成を促し、保護者の不安軽減を図る場とする。

対　　象　子どもとの関わり方に悩みを持っている方や、遊びや関わりを通して成長・発達を促したいと思っている１歳10か月から２歳２か月未満の児とその保護者

場　　所　栃木保健福祉センター

周知方法　２歳児歯科健診勧奨に同封、１歳６か月健診指導時に個別配布
地区担当保健師・保育士による個別勧奨、子育てガイドブック掲載

内　　容　　指先を使った制作活動、集団遊び(親子のふれあい遊び)、保護者交流
　　１コース(2回/2か月)申込制
スタッフ　　心理職、保育士、保健師

(ｱ)　参加状況

実施回数(回)	参加者延べ数(実)	参加者延べ数(人)
20	67	116

(ｲ)　考察

教室に参加することで子育ての不安や悩みは「軽くなった」「まあまあ軽くなった」と返答している者が96.1%であった。子どもへの関わり方の参考となるような遊びを経験でき、家庭での遊びに活かしてもらうことができた。また、発達に不安を抱える保護者が心理士による個別相談を受け、個別性のある対応や発達について認識するきっかけになったと考える。

カ　思春期保健

目　　的　思春期にある子どもが心身ともに健やかに成長し、自分の身体を大切にしたいと思うことができるように、また、将来に向けて直面する「性」と「生」を主体的に判断できる力を育むとともに、望まない妊娠や性感染症の予防について考えることができるよう正しい知識の普及啓発を行う。
対　　象　市内小中学校の児童生徒とその保護者
内　　容　小中学校への授業協力、母子保健教材の貸し出し

(ｱ)　授業協力

学校	実施校	参加者(人)
小学校	3	98
中学校	6	553

(ｲ)　母子保健教材の貸出：10校

(ｳ)　考察

学校への授業協力を行う際に、生徒の傾向や課題になっていることを聞き取り、内容を調整しながら実施した。友人との距離の取り方や、交際相手への気持ちや対応に困っている様子があった。また、SNSを利用して交友関係の広がりがあるが、生徒自身が判断できるような知識が無いことも伺えた。事前打ち合わせやアンケート結果から各学年の傾向やニーズを収集分析し実施し、年齢に合わせた知識の普及を行う必要があると考える。養護教諭や学校との連携を図り、生徒が

自分自身の体を大切にすることを理解し、将来の健康に備えた予防活動に取り組むきっかけとなるような意識付けを図っていきたい。

キ　だっこだっこ絵本事業

目　　的　絵本に興味を持ち始める９か月児とその保護者が、絵本を通して言葉や心を通わし触れ合うことにより、親子で楽しくあたたかい時間を持つきっかけとなり、児の豊かな人間性を育むことを目的とする。

対　　象　９か月児健康診査受診者とその保護者

内　　容　図書館の紹介、絵本のプレゼント、絵本の読み聞かせ

(ｱ)　参加者数　　730人

(ｲ)　考察

９か月健診時に併せて実施していることで、健診受診者全員が参加できている。今年度より栃木図書館スタッフによる絵本の読み聞かせと、栃木図書館の紹介を実施した。今年度は栃木会場のみでの実施となったが、次年度以降は大平会場でも実施予定である。今後も、本事業を通して保護者が子育てを振り返る機会や親子の触れ合いの大切さを学べる場となるよう支援していきたい。

ク　出前講座

目　　的　地域の子どもや子育て中の保護者の要望に応じて講座を行い、子育てや病気に関する学びを深め、幼い時期からの健康の維持増進に役立てる。

スタッフ　保健師、管理栄養士、歯科衛生士

(ｱ)　実施状況

日程	対象	内容	参加者（人）
8月3日	支援センター大平 保護者及び未就学児	食育講話「パッククッキングについて」	8
8月17日	大平みなみ幼稚園 なかよし教室	虫歯予防の話	30
8月17日	支援センター藤岡 保護者及び未就学児	食育講話「パッククッキングについて」	6
9月13日	支援センター岩舟 保護者及び未就学児	食育講話「パッククッキングについて」	8
9月21日	子育てサロン 「いわふねっこ」 保護者及び未就学児	食育講話「パッククッキングについて」	10
12月18日	西方小学校５年生	小児生活習慣病について	26
1月16日	支援センター栃木	食育講話「パッククッキ	28

	保護者及び未就学児	ングについて」	
1月18日	子育てサロン 「いわふねっこ」 保護者及び未就学児	食育講話・子育て相談	25

(ｲ)　考察

実施回数はコロナ禍前と同じくらいに戻ってきているが、1回あたりの参加者が少ないため、参加人数は以前より減少傾向にある。また例年継続して以来のある団体が多い。幼少期の生活習慣や食習慣は、基礎をつくる上で重要なことから、来年度も引き続き健康教育の場を増やせるよう周知していきたい。

ケ　ぴよぴよ交流会

目　　的　出生数の少ない地域に居住する親子が、同年代の親子と交流することで繋がりを築き、子育ての悩みを共有し解消できる仲間づくりを支援することで、地域で安心して育児ができるようにする。

対　　象　藤岡、岩舟、都賀、西方地域に居住する生後4～11か月の乳児及びその保護者

回　　数　北部健康福祉センター3回、藤岡保健福祉センター3回

場　　所　北部健康福祉センター、藤岡保健福祉センター

周知方法　個別通知、担当保健師による個別勧奨

内　　容　保育士によるふれあい遊び、親子同士の交流、子育て情報の提供

スタッフ　保健師、保育士、地域子育て支援センター、社会福祉協議会、主任児童員

(ｱ)　参加状況

会場	参加者(組)	対象者(人)
北部健康福祉センター	34	168
藤岡保健福祉センター	13	233

(ｲ)　考察

今年度より岩舟地域が追加となり、参加率は18.8%であるが参加者の満足度は高く、地域における親子交流の良い機会となった。住民同士で交流を図れるよう交流時間を増やしたことも満足度に繋がっていると考えられる。地域の関係機関にも参加してもらうことで、地域情報を得る機会や、顔の見える関係づくりを構築することができたと考えられる。今後も地域の交流の場、仲間づくりの場となるよう関係機関と連携しながら取り組んでいきたい。

(3)　健康相談

ア　子育て相談

目　　的　子どもの発達に合わせた子育ての知識を提供するとともに、育児不安の相談や指導及び親子の交流を図ることを目的とする。

対　　象　市内に居住する乳幼児及びその保護者

場　　所　栃木保健福祉センター

周知方法　子育てガイドブック、広報紙、ホームページ、乳幼児健診での周知　等

内　　容　育児相談、栄養相談、歯科相談、親子遊び、身体計測

スタッフ　保健師、管理栄養士、歯科衛生士、保育士　等

(ｱ)　実施状況

実施回数（回）	相談者（組）	相談件数（延べ）				
		育児に関すること	栄養に関すること	歯科に関すること	授乳に関すること	計測のみ
11	77	29	46	16	10	6

(ｲ)　考察

令和２年度から予約制で実施していたが、今年度から予約なしで開催回数を増やして実施したところ、１回あたりの参加組数、年間の参加組数ともに増加した。開催曜日も固定したことで参加しやすくなったと考えられる。他事業とのバランス等も踏まえながら、今後も保護者が気軽に相談できる環境を整えていきたい。

イ　５歳児発達相談

目　　的　３歳児健康診査までに発見されにくい発達障がいの早期発見及び支援を行うことにより、幼児の健全育成を図る。

対　　象　５歳児（年中児）

場　　所　市内保育園 14 か所、市内認定こども園 18 か所、栃木保健福祉センター

周知方法　個別通知、ホームページ

内　　容　相談票による確認、対象者の行動観察、保護者との個別相談

スタッフ　保健師、心理職、言語聴覚士、保育士、幼稚園教諭　等

(ｱ)　実施状況

対象者（人）	相談者（人）	受診率（％）
1,070	1,055	98.5

(ｲ)　相談結果　（単位：人）

	異常なし	要観察	既医療・既療育※1	要精密検査	療育機関等紹介※2	計
相談者	780	90	57	38	90	1,055
(再掲)発達障害の疑い		6	49	28	13	96

※1　既に乳幼児二次健診や医療機関、療育機関においてフォロー中

※2　市町実施の相談事業、ことばの教室、こども発達支援センター　等

(ｳ)　考察

相談率は 98.5％と例年と同様に高い水準を維持している。また、発達障がいの疑いのある児は全体の 9.0％であった。

発達障がいの早期発見に努めると同時に、発達に関して様々な心配が出てくる時期でもあるため、保護者への充実した支援が提供できるように関係機関と連携していきたい。

ウ　のびのび相談

目　　的　児の健全な発達が促されるとともに保護者が適切な育児支援を受けることができる。

対　　象　①乳幼児健康診査及び相談、教室において精神発達・運動発達の遅れ、行動上の問題が疑われる児

②子育てに不安を持つ保護者で、心理士による個別相談を希望している者

回　　数　25 回

場　　所　栃木保健福祉センター

周知方法　・チラシを作成し 1 歳 6 か月児、3 歳児健診会場に設置

・子育てガイドブックへの掲載

・相談指導が必要な保護者へ情報提供し、申込者は受付簿に予約

内　　容　心理士による個別相談　1 人当たり 45 分（1 回につき 3 人まで）

スタッフ　心理士、担当保健師

(ｱ)　相談内容（延べ数）　（単位：件）

ことば	落ち着き	発達	攻撃的・暴力的な行動	気になる行動	子どもの接し方	計
34	14	19	8	22	14	111

(ｲ)　相談結果　（単位：件）

今回のみ	経過観察				他機関紹介等			計
	再相談	保健師	次の健診	にこにこ相談	発達相談	療育機関	医療機関	
8	2	14	12	2	2	20	0	60

(ｳ)　考察

利用率は、80.0%（令和４年度 81.7%）であり、令和４年度より減少した。相談内容は「ことば」が最も多く、次に「気になる行動」、「発達」であり、相談結果は「再相談や保健師による経過観察」が 28 件、「発達相談や療育機関に紹介」が 22 件となった。相談者の多くは、相談後も経過観察や療育機関等につながっており、その後の発達支援につながる事業となっていると考えられる。

エ　こんにちは赤ちゃん事業

目　　的　生後４か月までの乳児のいる家庭を保健師、助産師、看護師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービス提供を行う。また、県事業である「ようこそ赤ちゃん！支え愛（あい）事業」と併せて実施する。

対　　象　市内に住所を有する生後４か月までの乳児のいる家庭

周知方法　母子健康手帳の交付時や妊婦訪問、出生届時にチラシ配布、広報とちぎ　ホームページ　等

内　　容　育児に関する不安や悩みの聴取及び相談、子育て支援に関する情報提供　要支援家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整、３つの質問票（育児支援チェックリスト、エジンバラ産後うつ病質問票、赤ちゃんへの気持ち質問票）を用いた産後うつ病及び虐待予防のためのスクリーニング、「ようこそ赤ちゃん！支え愛（あい）事業」による地域全体で子育てを応援する旨のメッセージカードや企業からの協賛品（紙おむつ、トートバック、乳児用麦茶、おしりふき券など）の贈呈

スタッフ　保健師、助産師、看護師

(ｱ)　実施状況

項目	対象数（人）	訪問実数（人）	訪問延べ数（人）			訪問率（%）
				保健師・助産師	母子相談員	
人数・率	701	683	683	181	502	97.4

(ｲ)　考察

訪問率は 97.4%であり、昨年度より増加した。

母親にとって、出産後から４か月頃までは睡眠不足や育児不安、それに伴うストレス等、体力・精神的に負担が大きく、専門的な知識や技術が必要な家庭が増えている。専門職が訪問することで、子育てについての情報や支援サービスの情報提供を行うことで、母親の育児不安の軽減につながったと思われる。

オ　訪問等個別相談

目　　的　妊娠期から子育て期にわたるまでの育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、電話や面接、訪問による相談を実施する。

(ｱ)　実施状況（延件数）　（単位：件）

	妊婦	産婦	乳児	幼児	学童以上	その他	計
訪問	63	775	812	120	0	8	1,778
面接	1,452	44	1,650	3,231	0	123	6,500
電話	204	1,296	337	741	1	78	2,657
計	1,719	2,115	2,799	4,092	1	209	10,935

※Ｒ３より、すこやか相談室・保健師・栄養士等による相談対応数を合算した。

(ｲ)　考察

妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関する様々な悩みに円滑に対応するため、電話や面接、訪問による相談を実施した。産後慣れない育児や環境の変化の中で不安を抱える母親からの相談が多く、支援が継続していくケースも年々増加している。

主訴に応じて、関係課だけでなく医療機関や教育機関、福祉などの民間サービス等とも連携をすることが求められており、今後も相談窓口についての周知を図るとともに、個別相談を通して必要な情報や支援をすることで迅速な対応に努めていきたい。

(4)　歯科保健事業

ア　フッ化物塗布事業

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、塗布事業は中止した。対象者（年長児・小学１年生）に対しては、むし歯予防に関する啓発リーフレットを作成し、配布した。

配布数　2,163 枚

イ　よい歯のコンクール（国、県ともに令和５年度をもって廃止）

ウ　フッ化物洗口事業

目　　的　小学生を対象にフッ化物洗口を実施し、児童のむし歯を予防し、歯の健康の保持及び増進を図る。

対　　象　市内小学校の児童生徒

内　　容　各小学校において週 1～2 回洗口液でうがいを行う。

(ｱ)　実施状況

実施校	実施人数(人)
西方小学校	201
真名子小学校	43
静和小学校	245
寺尾小学校	72
小野寺小学校	93
赤麻小学校	140
計６校	794

(ｲ)　考察

市内29校のうち、希望のあった６校において実施。実施校では県・国のう歯罹患率と比較すると低い状況である。一方で、実施校が増加していない現状がある。実施校での取り組みや各校の養護教諭及び学校歯科医の意見を踏まえ、今後の事業展開について検討していきたい。

(5)　給付事業

ア　未熟児養育医療

目　　的　出生時の体重が2,000g以下または生活力が薄弱な未熟児に対し、指定医療機関に委託し、養育に必要な医療の給付を行う。

対　　象　指定医療機関に入院している１歳未満の未熟児

周知方法　母子健康手帳及び母子健康手帳交付時の説明書に記載

(ｱ)　申請状況　　（単位：件）

申請件数	認定件数
20	20

(ｲ)　考察

20件の申請があり全て認定された。今後も引き続き指定医療機関と連携し、適正な給付を行っていきたい。

イ　出産・子育て応援ギフト事業

目　　的　全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てが出来る環境整備のため、身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ。

対　　象　令和4年4月以降に妊娠届を出した妊婦、出生した子どもを養育する方

(ｱ)　実施内容

・伴走型支援　妊娠届出時、妊娠 8 か月前後（希望者）、乳児家庭全戸訪問（生後 2 か月頃）に保健師や助産師等専門職等が面談を行う。アンケート回答や子育て支援ガイドを一緒に確認し、出産育児等の見通しを立てる。

・経済的支援　出産応援ギフトは、妊娠届出時に面談実施後、妊婦1人当たり5万円、子育て応援ギフトは、乳児家庭全戸訪問で面談実施後、出生した子どもを養育する者に新生児1人当たり5万円を現金支給した。

(ｲ)　妊娠8か月アンケート回収状況

対象者数(人)	回答数(件)	回答率(%)
556	530	95.3

(ｳ)　アンケート回答時の相談希望及び支援状況

相談希望数(件)	支援数(延)	支援方法(件)			
		電話	面接	訪問	メール
30	97	93	3	0	1

(ｴ)　ギフト提供者数

出産応援ギフト(件)	子育て応援ギフト(件)
773	661

(ｵ)　考察

妊娠8か月アンケート送付にSMS（ショート・メール・サービス）を導入した。回収率が伸びずに電話勧奨や通知も必須となっている。アンケート回答後、電話支援を実施しているが、仕事を持つ方が多く繋がりにくい状況もみられる。

出産を控え、体調だけでなく、出産・育児へと不安を感じる要因にも変化が見られる時期である。安心した妊娠・出産・育児のため、今後も支援の方法を検討したい。

第５章　健康診査事業

１　健康診査事業

(1)　特定健康診査・後期高齢者健康診査

目　　的　高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、市国保が保険者として特定健康診査を実施する。この特定健康診査は、内臓脂肪型肥満に起因するメタボリックシンドロームに着目するもので、該当者に対し特定保健指導を実施する。また、栃木県後期高齢者医療広域連合が後期高齢者の健康の保持増進を図るために健康診査を実施する。なお、健診は受診者の利便性から健康増進課で実務を行う。

対　　象　・特定健康診査　40～74歳の国保加入者
　　・後期高齢者健康診査　後期高齢者医療制度加入者

日　　程　・個別検診　5～2月　市内指定医療機関57か所
　　・集団検診　6～2月　104回　各保健福祉センター、各公民館等

周知方法　けんしんパスポート（受診券）・けんしんガイドブック、広報とちぎ、ホームページ　等

費用徴収　特定健康診査、後期高齢者健康診査　　無料

委 託 先　個別：下都賀郡市医師会等、集団：(公財)栃木県保健衛生事業団

ア　特定健康診査　　（単位：人）

健診区分	受診者数	保健指導区分		
		情報提供	動機付支援	積極的支援
集団	6,967	7,370	695	191
個別	1,289			
合計	8,256			

イ　後期高齢者健康診査

健診区分	受診者数（人）
集団	3,327
個別	1,797
合計	5,124

ウ　考察

特定健康診査、後期高齢者健康診査とも、集団検診又は個別検診の選択制で実施した。

最終的な受診者数は、人間ドック等の受診者数とも合わせるため現時点では未確定。

今後とも保険年金課と連携し、生活習慣病予防啓発に努めると共に、受診しやすい環境を整え、受診勧奨に取組みたい。

(2)　特定保健指導

目　　的　内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣を改善することで、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防し、生活の質の向上を図る。

対 象 者　特定健康診査を受診した 40～74 歳の方で、動機づけ支援、積極的支援に該当したもの（高血圧症・脂質異常症・糖尿病の治療のため服薬しているものは除く）

周知方法　集団検診当日に対象者へ案内、健診結果通知にチラシを同封　等

実施方法　・初回面接にて個別の行動目標、行動計画を作成
・3 か月以上の継続支援（個別面接や電話等）
・初回面接から 1～2 か月後に中間評価、3 か月後に実績評価を実施

ア　実施結果

	対象者（人）	利用者（人）	利用率（%）
積極的支援	198	84	42.4
動機付け支援	723	327	45.2
合計	921	411	44.6

※人間ドックで対象となった者も含む

イ　考察

特定保健指導利用率は 44.6%で、昨年度（37.9%）と比較して増加した。これは、集団検診当日の参加勧奨による保健指導実施者が増加したためであり、実施の時期や対象等が効果的であった。

今後も集団検診当日の参加勧奨を推進していくとともに、特定保健指導の大切さの周知や、対象者が参加しやすいよう個々に合わせた指導方法等を実施し、メタボ該当者・予備軍の改善に向けて取り組んでいきたい。

(3)　集団検診時における高血圧の予防改善事業

目　　的　集団検診受診の健康意識が高まっている機会に、生活習慣病の予備群、特に血圧が高値の者に対して、直接対面で生活習慣病等に関する情報提供及び支援の機会を持つことで、メタボリックシンドローム及び生活習慣病の予防につなげる。

対 象 者　①40～74 歳の国民健康被保険者
②血圧が最高血圧 130mmHg 以上または最低血圧 85mmHg 以上（要指導域以上）の者（特定保健指導該当者、高血圧・糖尿病・脂質異常症のため内服治療中の者、ヤング健診受診者は除外）

実施内容　対象者に対し、リーフレットを用いて血圧判定値のレベルを伝え、高い状態が続いた場合のリスクやコントロールを良好に保つための生活について情報提供を行う。

スタッフ　保健師、管理栄養士、栄養士

ア　実施結果

指導者数　263人

イ　考察

健診受診時は、健康意識が高まっており、高血圧の病態や予防法について伝えることで自身の健康や生活習慣等の改善について考える機会となった。次年度も血圧高値を放置しないためにも事業を継続して行えるとよいと考える。

(4)　健診結果説明会

目　　的　健診結果から自らの健康状態を正しく理解し、より健康的な生活習慣が送れるよう助言を行い、健康の保持増進に努める。

対 象 者　特定健診受診者のうち情報提供該当者、ヤング健診受診者

実施内容　健診結果の見方や生活習慣改善のポイントについて説明（個別指導）

スタッフ　保健師、看護師、管理栄養士、栄養士

場　　所　栃木保健福祉センター、大平健康福祉センター等

周知方法　健診結果通知にチラシを同封

ア　実施結果

参加者数　130人

イ　考察

実施後のアンケート結果では、健診結果や健康状態について約９割の方が理解できたと回答し、食生活や運動について取り組みができそうであると回答した方が多かった。

次年度も生活習慣改善の必要性を理解し、参加者が主体的に取り組めるような機会となるように内容等を検討し企画していきたい。

(5)　糖尿病性腎症重症化予防事業

ア　保健指導（外部委託）

目　　的　病期に応じた保健指導を行うことにより、生活習慣の改善や治療に結びつけ、糖尿病重症化を予防する。

対 象 者　・栃木市国民健康保険加入者又は後期高齢者医療制度加入者（75歳～79歳）で、糖尿病腎症第2～4期の病期にある者（人工透析移行のリスクが高い者）

※レセプトや特定健診データから抽出（保険年金課）

・医師が保健指導を必要と判断した者（1医療機関）

実施内容　糖尿病療養指導士の資格を持つ看護師、管理栄養士、臨床検査技師、

薬剤師、理学療法士の多職種が、6か月間の面談による保健指導を実施

周知方法　対象者へ個別通知

(7)　実施結果

a　国民健康保険加入者

対象者数（人）	終了者数（人）
128	15

b　後期高齢者医療制度加入者

対象者数（人）	終了者数（人）
26	5

(イ)　考察

保健指導を 6 か月間実施し、体重や HbA1c の検査データ、生活習慣の改善に効果がみられた。丁寧に時間をかけ、糖尿病に関しての知識と個人に合った具体的な指導を受けることができたからだと考える。

今後も糖尿病重症化予防のため、委託先と情報共有を図りながら生活習慣の改善・維持ができるような保健指導を実施していきたい。

イ　糖尿病予防教室

目　　的　糖尿病に関する情報提供、生活習慣の改善の機会を設けることで、糖尿病を予防する。

対 象 者　令和4年度特定健診結果で糖尿病境界域段階の者

会　　場　栃木保健福祉センター、藤岡保健福祉センター
北部健康福祉センター、岩舟健康福祉センター
大平健康福祉センター

スタッフ　保健師・看護師・管理栄養士・歯科衛生士・健康運動指導士

回　　数　1クール4回×6コース

(7)　実施結果

a　実施内容

1回目	計測（体重）、糖尿病予防講話、食事講話、目標設定
2回目	計測（体重）、運動講話と実技、食事講話、目標の確認
3回目	血液検査（空腹時血糖または随時血糖、HbA1c）
4回目	計測（体重）、歯周病予防講話、目標の評価

b　参加状況　　（単位：人）

回数	1クール目	2クール目	3クール目	4クール目	5クール目	6クール目	合計
1回目	26	10	7	7	10	20	80
1回目（個別）	0	0	1	0	2	0	3
2回目	24	10	5	7	12	18	76
3回目	24	10	8	7	10	16	75
4回目	22	9	7	6	10	16	70
延べ数	96	39	28	27	44	70	304

(イ)　考察

参加者が糖尿病予防に早期から取り組めるよう糖尿病についての知識や予防のための方法を学ぶ機会となった。また、参加者が生活習慣を見直し行動変容に繋がっているため、今後も改善・維持ができるような保健指導を実施していきたい。

(6)　肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業

目　　的　「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について（平成26年3月31日健肝発0331第1号厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室長通知）」に基づき、肝炎ウイルス検査（Ｂ型・Ｃ型）により「陽性」又は「現在、Ｃ型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者（以下「陽性者」という。）に対するフォローアップにより早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

対 象 者　市の集団検診で実施した肝炎ウイルス検査における陽性者で、肝炎ウイルス陽性者フォローアップ事業の参加について同意を得た者であり、かつ市内に住所を有する者。

実施方法　対象者へ調査票を送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨する。

ア　実施結果

年度	対象者（人）	同意者（人）	継続フォロー数（人）	終了者数（人）
令和5年度	5	3	28	2
令和4年度	5	4	26	2
令和3年度	9	3	25	6
令和2年度	7	2	28	5

イ　考察

令和５年度のフォローアップ対象者は５人であり、３人から同意が得られた。

引き続き受診状況等を確認し、早期に医療へつなぎ、適切な治療が受けられるよう支援していきたい。

２　健康増進法による健康診査

目　　的　健康増進法に基づき、市に住所を有し、特定健康診査及び後期高齢者健康診査の対象に該当しない者に生活習慣病予防に着目した健康診査を実施する。

対　　象　・生活保護受給者
　　・その他市長が認めた者

日　　程　6～2月、集団検診　104回

会　　場　各保健福祉センター、各公民館　等

周知方法　けんしんパスポート、けんしんガイドブック、広報とちぎ、
　　ホームページ　等

費　　用　無料

委 託 先　(公財)栃木県保健衛生事業団

(1)　健康診査受診者数　　（単位：人）

受診者数	内　訳	
	生活保護受給者	その他
46	46	-

(2)　考察

受診者数は、昨年度と比較して１人増加した。病気の早期発見・早期治療、生活習慣の改善等、健診受診の重要性を生活保護の担当課と連携して周知し、さらなる受診者数増に繋げていきたい。

３　ヤング健診

目　　的　特定健診の対象とならない若年層の市民に対し、病気の早期発見・早期治療、生活習慣病の予防と生活習慣改善等のため健康診査を行う。

対　　象　20歳から39歳の者

日　　程　6～2月、集団検診　104回

会　　場　各保健福祉センター、各公民館等

周知方法　けんしんパスポート、けんしんガイドブック、広報とちぎ、ホームページ　等

費　　用　800円

委 託 先　(公財)栃木県保健衛生事業団

(1)　受診状況　（単位：人）

区分／年齢等	受診者数	指導区分別実人員			
		異常なし	要指導	要精検	要継続治療
20～39歳	1,101	357	457	272	15

(2)　考察

前年度より受診者数は若干減少しているものの若年層を対象とした健診でありながら、受診者の７割弱が要指導、要精検となっていることから、若い世代に対する生活習慣改善の周知・啓発を行っていきたい。

４　その他の検診

(1)　肝炎ウイルス検診

目　　的　肝炎ウイルス感染の早期発見・早期治療により、肝硬変や肝がんといった重篤な病態への進行を防止する。

対　象　節　目　40歳の者

節目以外　・41歳以上で今までに市が実施する肝炎ウイルス検診を受診したことのない者

・特定健康診査でＡＬＴ（ＧＰＴ）値が要指導となった者

日　　程　6～2月、集団検診　104回

会　場　各保健福祉センター、各公民館　等

周知方法　けんしんパスポート、けんしんガイドブック、広報とちぎ、ホームページ　等

費　　用　Ｂ型＋Ｃ型　600円

Ｂ型のみ　100円

Ｃ型のみ　500円

※40・45・50・55・60・65・70歳は無料

後期高齢者医療制度加入者は無料

委託先　(公財)栃木県保健衛生事業団

ア　結果　（単位：人）

	受診者		Ｂ型判定		Ｃ型判定	
	Ｂ型	Ｃ型	陽性	陰性	陽性	陰性
40歳節目	105	105	0	105	0	105
41歳以上	1,012	1,004	5	1,007	0	1,004
計	1,117	1,109	5	1,112	0	1,109

イ　考察

受診者のうち、Ｂ型肝炎検査で５人が陽性判定となった。早期発見・早期治療が、肝炎の重症化防止に有効であることから、引き続き周知・啓発に努めたい。

(2)　骨粗しょう症検診

目　　的　骨量減少者を早期に発見し、生活習慣の改善を図る。また、骨粗しょう症予防についての意識啓発及び健康づくりの推進を図る。

対　　象　女性　20･25･30･35･40･45･50･55･60･65･70歳の者

男性　60･65･70歳の者

日　　程　6～2月、集団検診　104回

会　　場　各保健福祉センター、各公民館　等

周知方法　けんしんパスポート、けんしんガイドブック、広報とちぎ、

ホームページ　等

費　　用　400円

委 託 先　(公財)栃木県保健衛生事業団

方　　法　超音波検査

ア　受診状況

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	異常なし (人)	要指導 (人)	要精検 (人)
12,986	1,488	11.5	785	555	148

イ　考察

60 歳以上の女性において、要指導、要精検の割合が多くなる傾向が見られる。女性ホルモンの一種である、エストロゲンの分泌量低下が影響するとされているためやむを得ない面もあるが、食生活や生活習慣の改善による予防推進に努めたい。

(3)　ＡＢＣ検査

目　　的　ピロリ菌への感染有無と胃粘膜の萎縮度合から胃がんになるリスクを判定し、早期に二次検査や治療につなげることで、胃がん罹患者の減少を図る。

対　　象　40・45・50・55・60・65・70 歳で過去に受診歴の無い方

日　　程　6～2 月、集団検診　104 回

会　　場　各保健福祉センター、各公民館　等

周知方法　けんしんパスポート、けんしんガイドブック、広報とちぎ、ホームページ　等

費　　用　500 円

ア　受診状況

対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	異常なし(人)	要精検（人）		
			A群	B群	C群	D群
13,819	662	4.8	521	53	67	21

◎判定区分

	A 群	B 群	C 群	D 群
ヘリコバクター・ピロリ抗体検査（HP 検査）※1	－	＋	＋	－
ペプシノゲン検査（PG 検査）※2	－	－	＋	＋
判定区分	異常なし	要精検		

※1　ヘリコバクター・ピロリ抗体検査（HP 検査）…ピロリ菌に感染しているかがわかる検査

※2　ペプシノゲン検査（PG 検査）…胃粘膜がどのくらい萎縮しているかがわかる検査

イ　考察

胃がんの発症リスクが高いことを理解したうえで、定期的にがん検診を受診することは、がんの早期発見・早期治療につながることから、引き続き周知・啓発に努めたい。

(4)　歯周病検診

目　　的　歯周病を早期発見し、口腔状況に合わせた適切な保健指導を行うことにより、高齢期の歯の喪失を予防するとともに健康づくりの推進を図る。

対　　象　20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の者

内　　容　医療機関での個別検診（栃木市内歯科医院74か所）　5～3月

周知方法　けんしんパスポート（歯周病検診受診券）、けんしんガイドブック、広報とちぎ、ホームページ　等

費　　用　1,000円

ア　受診状況

対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	異常なし（人）	要指導（人）	要精検（人）
20,352	935	4.59	38	99	798

イ　考察

受診率は低いが、要指導・要精検率は96%と非常に高い。歯周病検診は、歯周病の予防・重症化防止に有用であり、歯周病は全身に多くの影響を及ぼすことが明らかになっていることから、受診勧奨・啓発に努めたい。

第６章　がん検診等事業

１　がん検診等事業

(1)　がん検診

目　　的　がんの早期発見、早期治療のため。

対　　象　40歳以上の者

日　　程　6～2月　集団検診　104回

会　　場　各保健福祉センター、各公民館　等

周知方法　けんしんパスポート・けんしんガイドブック、広報とちぎ、
　　ホームページ　等

費　　用　胃がん検診　　800円
　　肺がん検診　　300円（結核・肺がん検診　65歳以上　無料）
　　大腸がん検診　　300円
　　前立腺がん検診　400円
　　※75歳以上は無料

委 託 先　(公財)栃木県保健衛生事業団

ア　受診状況

区分／項目		胃がん	肺がん	大腸がん	前立腺がん
対象者数(人)		47,963	47,963	47,963	17,932
受診者数(人)		5,058	11,426	10,919	4,280
受診率(%)		10.5	23.8	22.8	23.9
受診結果	異常なし(人)	3,125	6,696	10,444	3,867
	要精検(人)	352	402	475	381
	精検不要(人)	1,581	4,328	-	32

イ　考察

集団検診での受診率は、昨年度と同程度である。

今後も、検診による早期発見・早期治療の重要性をＰＲし、受診率の向上に努めたい。

(2)　女性がん検診

目　　的　女性特有のがんの早期発見と早期治療のため。

対　　象　・子宮がん　20歳以上の女性
　　・乳がん　　30歳以上の女性

内　　容　集団検診　6～2月　104回
　　・子宮頸がん検診
　　・乳がん検診　　①マンモグラフィ＋超音波（40歳以上で前年度未受診または前年度の結果が「異常認めず」以外の方）

②超音波（30～39歳）

個別検診

・子宮がん検診　①子宮頸がん検診

②子宮頸がん＋体がん検診

・乳がん検診　マンモグラフィ（40歳以上で前年度未受診または前年度の結果が「異常認めず」以外の方）

周知方法　けんしんパスポート・けんしんガイドブック、広報とちぎ、ホームページ　等

費　　用　集団検診

・子宮頸がん検診　700円

・乳がん検診　①マンモグラフィ＋超音波　1,000円

②超音波　500円

個別検診

・子宮がん検診　①子宮頸がん検診　1,300円

②子宮頸がん＋子宮体がん検診　2,400円

・乳がん検診　1,000円

※75歳以上は無料

委 託 先　(公財)栃木県保健衛生事業団、下都賀郡市医師会加入医療機関　等

ア　受診状況

区分 / 項目		乳がん検診		子宮がん検診		
				子宮頸がん検診		子宮体がん検診
		集団検診	個別検診	集団検診	個別検診	
対象者数（人）			30,509			32,055
受診者数（人）		5,621	221	4,845	3,145	1,048
受診率（％）			19.1		24.9	3.3
受診結果	異常なし(人)	2,451	145	4,733	2,975	1,041
	要精検(人)	236	32	67	138	7
	精検不要(人)	2,934	44	44	32	0
	判定不能(人)	0	0	1	0	0

※子宮体がん検診は、個別子宮頸がん検診の内数

イ　考察

昨年度と比較し、乳がん個別検診、子宮がん個別検診ともに増加している。集団検診においては、子宮がん検診は増加傾向にあり、乳がん検診は減少している。これは、令和３年度より開始された隔年受診も要因の一つであると推測される。

今後も検診の重要性をＰＲし、受診率の向上に努めたい。

(3)　口腔がん検診

目　　的　口腔がんの早期発見・早期治療のため。

対　　象　40～76歳の者

内　　容　医療機関での個別検診（栃木市内歯科医院72か所）　5～3月

周知方法　けんしんパスポート（口腔がん検診受診券）・けんしんガイドブック、広報とちぎ、ホームページ　等

費　　用　900円（75歳以上は無料）

ア　受診状況

対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	異常なし(人)	口腔がんの所見(人)	その他の所見(人)
80,957	915	1.13	880	3	32

イ　考察

受診率は昨年度（1.21%）よりやや減少している。口腔がん検診の重要性について、歯科医師会と協力し周知・啓発に努め、受診率向上を図りたい。

(4)　けんしんパスポート・けんしんガイドブック送付事業

目　　的　検診に係る情報をひとつにまとめ、分かりやすくお知らせすることにより、受診率の向上を図る。

対　　象　20歳以上の全市民

発送時期　5月中旬

内　　容　一人一冊のけんしんパスポートと、世帯に一冊のけんしんガイドブックを世帯ごとにまとめて送付する。

・けんしんパスポート

受診可能な検診項目をお知らせすると同時に、特定健康診査受診券、がん検診無料クーポン券、歯周疾患検診受診券等をまとめた冊子。

・けんしんガイドブック

集団検診日程や医療機関一覧等、共通する内容をまとめた冊子。

・インターネットを使った集団検診の予約受付

けんしんパスポートに記載された個人ＩＤ・パスワードを使って、24時間いつでも予約システムから集団検診の予約が可能

ア　発送通数

対象者数（人）	世帯数（世帯）
133,110	66,966

イ　集団検診予約受付状況　（単位：人）

申込者	電話等	予約受付サイト
	11,246	6,837

(5)　健康マイレージ事業

目　　的　検診受診の意識を高め、健康づくりやボランティア活動参加のきっかけづくりとする。

対　　象　20歳以上の全市民

内　　容　「健康マイレージポイントカード」をけんしんパスポートに綴って対象者に配付。検診受診を必須項目とし、日々の健康への取り組みやボランティア活動への参加によりポイントを加算し、15ポイント貯まったポイントカードを提出してもらう。参加者へは市内協力店にて特典が受けられるサポートカードを配付するとともに、市立小・中学校PTAに対する寄附または抽選で600人に記念品を送付する。

ア　参加状況　（単位：人）

参加者数	男性	女性	計
	238	356	594

イ　考察

インセンティブを用意し、検診受診や健康づくりのきっかけとするために平成30年度より事業を開始した。参加者は、昨年度より１割程度減少したが、当選者へのアンケートによると、健康づくりのきっかけとなった、健康への意識・関心が高まったと答えた方も多く、事業の有効性が確認できた。今後はアンケートや市民の意見などを基に内容を見直しながら継続していく。

(6)　集団検診時無料託児事業

目　　的　検診受診率の低い子育て世代が検診を気軽に受けられるように受診環境を整え、その後の定期的な受診へとつなげるとともに、周囲に一時保育を頼める親族等のいない母親の子育てへの負担感の軽減を図る。

対　　象　生後３か月から未就学の子を持つ集団検診受診希望者

実 施 日　9/21(木)、10/10(火)、11/2(木)、12/1(金)、1/29(月)　計５回

場　　所　栃木保健福祉センター

内　　容　栃木市ファミリーサポートセンターからスタッフの派遣を受け、完全予約制にて無料で託児を行った。

ア　利用状況

回数（回）	利用者数（人）
5	46

イ　考察

若い世代の検診受診環境を整えるため、令和２年度より事業を開始した。男性からの需要があることを予測し、今年度より女性のみの検診日だけでなく男女の検診日も取り入れたが、予約者は総合的に減少した。今後の日程設定について検討が必要である。利用者のアンケートによると、本事業がなければ検診を受診できなかったと回答した方もおりその他にも事業の有効性が確認できる意見が多く見られた。

今後も、市民の意見を反映しながら継続していきたい。

第７章　健康づくり事業

１　健康教育

(1)　健康あっぷ講座

一般市民を対象に歯周病と生活習慣病の関連についての講話および口腔ケアの指導を行った。

ア　実施結果

区　分	対　象	回数（回）	参加延べ数(人)
口腔編	市民	2	55

目　的　口腔に関する正しい知識等の普及を図り、健康の維持増進に役立てる。

場　所　・岩舟健康福祉センターCITY GYM&SPA 遊楽々館
　　・栃木保健福祉センター

スタッフ　歯科医師、歯科衛生士、保健師

イ　考察

参加者の年齢層は、両会場とも 75 歳以上が 4 割を占め、40～64 歳、65 歳～74 歳は約 3 割ずつ程度となった。

参加者が講座の中で興味を持ったものは両会場とも、「全身の病気と歯周病の関係について」と「口腔ケアについて」であった。それらの理解度を問うと、9 割以上が理解できたと答えている。定期健診の大切さや日頃の口腔ケア、生活習慣について見直す機会となった。

(2)　中学校における歯と口の出前講座

目　的　歯と口の健康やブラッシング方法について学ぶ機会を設けることで、歯と口の健康への興味関心の向上及び歯磨き習慣の定着を図る。

スタッフ　歯科衛生士、保健師

内　容　中学生を対象に、歯と口の健康についての講話とブラッシング指導を行った。

ア　実施結果

学校名	参加延べ数（人）
岩舟中学校	90
東陽中学校	167
大平南中学校	440
都賀中学校	280
栃木東中学校	248
藤岡中学校	12

イ　考　察

生徒は講話内容を自分の生活に照らし合わせ、改善点を見つけ、実行しよう

とする意識変容が伺えた。

(3)　出前講座

目　　的　地域や団体の要望に応じて健康教室を行い、健康に関する正しい知識等の普及を図り、健康の維持増進に役立てる。

場　　所　職場、公民館、集会所　等

スタッフ　保健師、管理栄養士、歯科衛生士

ア　実施結果

講座名	回数（回）	参加者延べ数（人）
ロコモ	9	194
口腔	4	34
けんしん	1	11
脳卒中	3	164
熱中症	7	136
糖尿病	5	84
合　　計	29	623

イ　考察

今後も市民の健康課題や、社会情勢に応じた講座を実施していけるよう、内容等を見直していきたい。

(4)　脳卒中啓発プロジェクト

目　　的　市民が、脳卒中初期症状を早期発見し受診できることを目指し、普及啓発活動を実施し、市民認知度を上昇させることにより、脳卒中死亡数の減少や脳卒中の後遺症を予防すること。

内　　容　チラシの配布

ア　実施結果

配布数　468枚

イ　考察

脳卒中は食生活等の生活習慣に大きく関連しているため、今後も他機関と連携を図り普及啓発活動に取組んでいきたい。

(5)　熱中症対策

庁内各課及び庁外関係機関、事業所等と連携を図り、熱中症予防に対する普及啓発、注意喚起を実施した。

ア　実施結果

(ｱ)　普及啓発

・暑さ指数を活用した熱中症注意情報の掲示

・関係各課・機関におけるチラシ等の配布及びポスターの掲示

チラシ配布数　　13,000枚、うちわ配布数　550枚

ポスターの掲示　　176か所

・広報とちぎやＳＮＳ、マスメディアの活用、市道電光標示板、のぼり旗による普及啓発

(ｲ)　防災無線放送を活用した注意喚起（期間：5月1日（月）～10月26日（木）・平日のみ）

・熱中症警戒アラート発表時　４回

・盛夏期における週末の注意喚起　8回

(ｳ)　熱中症対策連携会議の開催　2回

(ｴ)　包括連携協定事業所との連携による普及啓発

(ｵ)　熱中症お助けスポットの開設　公共施設、観光施設等21か所

イ　考察

連携会議を開催し、関係各課や団体、民間企業等と協力・連携を強化し取り組みを拡大することができた。今後さらに連携会議等を通じてのネットワークや庁内の連携体制を活かしながら、効果的に熱中症対策を展開していきたい。

(6)　喫煙・受動喫煙対策

目　的　喫煙や受動喫煙による健康への影響について周知する。また、禁煙を希望する喫煙者が気軽に相談できるように相談先を周知する。

ア　実施結果

(ｱ)　受動喫煙防止対策

受動喫煙防止ポスターを栃木保健福祉センター等の公共施設に掲示。９カ月健康診査を受診した保護者等へ、受動喫煙防止や禁煙の必要性についてチラシを配布。

(ｲ)　禁煙サポート対策

禁煙外来・禁煙薬局の情報についてとりまとめ、ホームページへ掲載。妊婦、4か月児健診、集団検診にて喫煙者へチラシを配布。

イ　考察

改正健康増進法の施行により、受動喫煙防止対策が強化された。今後も喫煙者への健康影響や、受動喫煙の危険性について幅広い全世代へ普及啓発していきたい。

２　健康相談

(1)　健康相談・栄養相談・禁煙相談

目　　的　心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言を行い健康の保持増進に努める。

対 象 者　栃木市内に住所を有する本人及び家族から相談希望があった者

場　　所　各保健福祉センター等

周知方法　広報とちぎ（通年）、ホームページ、市 SNS（X、Facebook）
　　ポスターを掲示（各保健福祉センター）

スタッフ　保健師、管理栄養士

ア　年齢別　（単位：人）

	40歳以下	40～64歳	65～74歳	75歳以上	計
健康相談	-	-	-	2	2
栄養相談	-	-	-	1	1
健康＋栄養	-	1	1	-	2
禁煙相談	-	-	-	-	-
計	0	1	1	3	5

イ　相談内容内訳（健康・栄養）※複数該当あり（単位：件(延べ)）

	血糖	腎機能	肥満	血圧	運動	食事	脂質
健康相談	-	-	-	2	-	-	-
栄養相談	1	-	-	-	-	-	-
健康+栄養相談	1	-	1	-	2	2	1

	アルコール	肝機能	骨密度	心電図	その他	計
健康相談	-	-	-	1	1	4
栄養相談	-	-	-	-	-	1
健康+栄養相談	-	-	-	-	-	7

ウ　考察

相談数は昨年度に比べ減少したが、対象者の反応として「相談できてよかった」等、満足度は高く、相談の必要性があることが分かった。

市民にとって身近な相談窓口となるよう、健康づくり事業の実施の際には本事業の紹介等、周知方法を強化していきたい。

(2)　病態別栄養指導

目　　的　慢性疾患の病態に応じた食生活指導を実施し、疾病の早期回復を図るも

のとする。

対 象 者　医師から栄養指導連絡票により指示のあった者

場　　所　栃木保健福祉センター、自宅　等

周知方法　医療機関への協力依頼　等

スタッフ　管理栄養士

ア　実施結果

(ｱ)　年齢別相談人数　（単位：人（延べ））

40歳未満	40～64歳	65～74歳	75歳以上	計
0	2	2	1	5

(ｲ)　指導内容内訳　（単位：件（延べ））

糖尿病	高血圧	脂質異常症	腎臓病	その他	計
5	3	4	0	1	13

イ　考察

相談者は全員が糖尿病であり、そのうちの４人が複数の病態を併発していた。

相談の１～３か月後、確認が取れた３人は生活習慣の改善がみられ、糖尿病の指標であるHbA1cは、２人が改善、１人が維持だった。

今後も疾病の早期回復ができるよう、医療機関等との連携を図り、相談者の状況を確認しながら、効果的な指導を行っていきたい。

(3)　面接、訪問等個別指導

目　　的　面接、家庭訪問等により、心身の健康づくりや健診受診後の至急精密検査対象者及び保健指導が必要である者に対して、心身の安定や生活習慣の改善等必要な助言を行い、健康の保持増進を図る。

対 象 者　心身の健康づくりに関して相談希望がある本人及び家族
医療機関等への受診勧奨や保健指導が必要である者及びその家族

スタッフ　保健師、管理栄養士

ア　実施状況（単位：人（延べ））

訪問	67
面接	40
電話	437

イ　考察

心身の健康づくりを推進するため、対象者のニーズに合わせた相談を実施した。心と体のバランスを崩して、不調を訴える者に対しては、傾聴し心の安定を図った。

また、特定保健指導の参加勧奨時に生活習慣に関する助言を行うことで、健康意

識の向上に繋がったのではないかと考える。至急精密検査対象者に対しては、精密検査の受診と早期治療に繋げることができた。今後も、市民の健康づくりを推進するため、自身の生活習慣と健康の関連性に気づき、具体的行動がとれるよう、必要な情報の提供と指導を行っていきたい。

第８章　精神保健事業

１　自殺予防対策事業

(1)　こころの健康相談

目　　的　こころの悩みの相談に応じ、適切な助言・援助を行い、悩みの軽減及び自殺予防を図る。

対 象 者　こころの悩みを抱えている市民、在勤者

内　　容　本人または家族と面接によるカウンセリング
必要時、専門機関への紹介

スタッフ　カウンセラー、保健師

場　　所　栃木保健福祉センター、大平健康福祉センター

回　　数　21回

周知方法　広報とちぎ、ポスター掲示、チラシの設置、市ホームページ、各種相談にて紹介

ア　相談者内訳（相談実数）　（単位：人）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計
男性	1	0	1	3	3	1	0	1	10
女性	2	1	8	3	2	2	2	0	20
合計	3	1	9	6	5	3	2	1	30

相談延べ数　44人

イ　考察

家族や対人関係に関する相談内容が多く、時間をかけてカウンセラーとの信頼関係を築きながら、本人の気持ちや問題を整理し、支援を行った。相談者自身が思考のパターンに気づくことで、思考や行動変容に至り、悩みの軽減及び自殺予防に繋がることが出来た。今後も本事業を広く周知し、こころの悩み・生きづらさの軽減につながるよう支援していきたい。

(2)　こころの健康サポーター（ゲートキーパー）養成研修

目　　的　市民が自らのこころの健康状態を振り返るとともに、『こころの健康サポーター』の役割を理解することで、こころの悩み・サインに気づき、自殺予防を図る。

対象団体　栃木市美容業生活衛生協同組合、栃木市主任児童委員、栃木市民生委員児童委員、栃木市在住・在勤・在学者（公開講座）

スタッフ　産業カウンセラー、保健師

ア　実施結果

回数	参加数（人）
4	390

イ　考察

ストレス、うつ病の正しい知識、自分自身のストレスケアや悩みを抱える方への対応方法について学び、こころの健康に対して関心を高める研修会ができた。

研修後のアンケート結果より、多くの人がこころの健康サポーターの役割について理解でき、傾聴の姿勢や、気づき・繋ぐことの重要性を理解することができたと答えており、今後も地域でこころのサインに気づける人が広がるよう、正しい知識の普及啓発に努めていきたい。

(3)　街頭キャンペーン事業（県との共催）

目　　的　うつ・自殺予防に対する正しい知識の普及啓発と、うつ病の症状等のサインに気づき必要な支援につなぐための相談機関の周知を図る。

対 象 者　市内の施設利用者、買い物客

スタッフ　健康増進課職員

ア　実施結果

日程	場所	内　　容
9月10日 ～9月16日	ハローワーク栃木 栃木健康福祉センター	・うつ、自殺予防の啓発グッズ設置500セット （相談窓口案内ポケットティッシュ、こころの体温計チラシ、除菌アルコールタオル）
3月1日 ～3月31日	市内スーパー 移動スーパー	・うつ、自殺予防の啓発グッズ配布650セット （相談窓口案内ポケットティッシュ、相談窓口チラシ、除菌ウエットティッシュ）
	栃木図書館 大平図書館 藤岡図書館	・特設ブースを設置し、こころの健康に関する図書を展示 ・うつ、自殺予防の啓発グッズ配布250セット

イ　考察

公共施設やスーパー等、様々な場所で事業を実施し、幅広い世代に対し自殺予防の普及啓発を行うことができた。今後も、対面での普及啓発の機会を継続し、相談できる場の情報提供を強化していきたい。

(4)　メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」

目　　的　市民一人ひとりが自分のこころの状態に気づき、こころの健康

を考えるきっかけとし、気軽に相談できる窓口を周知するとともに自殺予防を図る。

対象者　アクセス可能な方全て

利用方法　パソコンや携帯電話を利用して市ホームページからアクセスができる。

内　　容　簡単な質問項目に答えることでこころの健康状態をチェックすることができる。健康状態をチェックした結果、必要に応じてこころの健康相談窓口一覧表の画面につながり、情報提供を行っている。

ア　実施結果

(ｱ)　アクセス数　（単位：件）

市民	市民以外等	計
19,628	13,003	32,631

(ｲ)　種類別アクセス数（市民）　（単位：件）

本人モード	家族モード	赤ちゃんママ	ストレスタイプ	アルコール	こころのエンジン	いじめのサイン	計
11,202	1,884	702	2,122	1,387	1,622	709	19,628

イ　考察

月別のアクセス数では９月が最も多く、自殺予防週間における普及啓発を行ったことで利用者が増加した。今年度の総アクセス数は、32,631人で、昨年度（25,475人）と比較すると7,156人増加したが、最大アクセス数があった平成27年度（77,668人）と比較すると、42%にとどまっている。

〔５〕　自殺対策調整会議

目　　的　健康づくりの推進に係るこころの健康を保つため、栃木市いのち支える自殺対策計画を策定し、さまざまな取組を実施している。当該計画を総合的かつ効果的に推進し、自殺を未然に防ぐため、栃木市自殺対策調整会議を設置し、関係機関との連携を強化する。

関係機関　一般社団法人下都賀郡市医師会、栃木市民生委員児童委員協議会連合会、栃木地域産業保健センター、栃木警察署、栃木市校長会、社会福祉法人　栃木市社会福祉協議会

関係部署　福祉総務課、障がい福祉課、地域包括ケア推進課、学校教育課、消防本部警防課、健康増進課

会議開催

開催日	参加人数	内容
10月16日	15人	・栃木市いのち支える自殺対策計画及び進捗状況について ・栃木市の自殺の現状について ・こころの相談窓口チラシについて ・自殺対策強化月間（３月）の実施方法や周知方法について
2月26日	16人	・栃木市の自殺の現状について ・栃木県SNS相談「こころの相談@とちぎ」の相談件数について ・自殺対策強化月間（３月）街頭キャンペーンの実施内容について ・講話 1. 栃木市消防本部から自損行為者の現状について 2. 精神科医師から薬の過剰摂取について

第９章　予防事業

1　予防接種

(1)　予防接種事業

目　　的　伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図る。

(2)　予防接種実施状況

対象者は基本的に各年度における標準接種時期の人数であるのに対し、実施者数は各年度における接種対象者全体の中で接種を受けた人数であるため、接種率は 100％を超えることがある。

ア　定期予防接種（Ａ類疾病）

予防接種法に基づき市が実施する予防接種。り患した場合症状の程度が重篤になる恐れがあることから、その発生とまん延を予防することを目的とする。

(ｱ)　ヒブ感染症

・実施期間　通年
・接種方法　協力医療機関で個別実施
・対　　象　生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
・回　　数　（1回目接種時の月齢により異なる。）
　　生後 2月から 7月に至るまで：4回（初回3回、追加1回）
　　生後 7月から12月に至るまで：3回（初回2回、追加1回）
　　生後12月から60月に至るまで：1回
・接種状況

	勧奨対象者数(人)	被接種者数（人）	接種率（％）
初回 1回目	703	681	96.9
初回 2回目		664	94.5
初回 3回目		686	97.6
追加		722	102.7

(ｲ)　小児の肺炎球菌感染症

・実施期間　通年
・接種方法　協力医療機関で個別実施
・対　　象　生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
・回　　数　（1回目接種時の月齢により異なる。）
　　生後 2月から 7月に至るまで：4回（初回3回、追加1回）
　　生後 7月から12月に至るまで：3回（初回2回、追加1回）
　　生後12月から24月に至るまで：2回

生後24月から60月に至るまで：1回

・接種状況

	勧奨対象者数（人）	被接種者数（人）	接種率（％）
初回　1回目	703	682	97.0
初回　2回目		665	94.6
初回　3回目		692	98.4
追加	734	723	98.5

(ｳ)　Ｂ型肝炎

・実施期間　通年

・接種方法　協力医療機関で個別実施

・対　　象　1歳に至るまでの間にある者

・回　　数　3回

・接種状況

	勧奨対象者数（人）	被接種者数（人）	接種率（％）
1回目	703	690	98.2
2回目		680	96.7
3回目		713	101.4

(ｴ)　ＢＣＧ（結核）

・実施期間　通年

・接種方法　協力医療機関で個別実施

・対　　象　1歳に至るまでの間にある者

・回　　数　1回

・接種状況

勧奨対象者数（人）	被接種者数（人）	接種率（％）
703	716	101.8

(ｵ)　四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）

・実施期間　通年

・接種方法　協力医療機関で個別実施

・対　　象　生後2月から生後90月に至るまでの間にある者

・回　　数　1期初回　20日以上の間隔で3回

1期追加　1期初回終了後、約1年～1年半経過した時期に1回

・接種状況

	勧奨対象者数（人）	被接種者数（人）	接種率（％）
1期初回　1回目	703	730	103.8
1期初回　2回目		740	105.3
1期初回　3回目		769	109.4
1期追加		720	102.4

※三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）の被接種者数なし

(カ)　急性灰白髄炎（ポリオ）

・実施期間　通年

・接種方法　協力医療機関で個別実施

・対　　象　生後2月から生後90月に至るまでの間の、ポリオワクチン接種の必要回数（4回）を終了していない者
（生ポリオ2回終了した者は除く）

・回　　数　1期初回　20日以上の間隔をおいて3回
1期追加　1期初回終了後、約1年～1年半経過した時期に1回

・接種状況　接種者なし

(キ)　麻しん・風しん混合（ＭＲ）

a　1期

・実施期間　通年

・接種方法　協力医療機関で個別実施

・対　　象　生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

・回　　数　1回

・接種状況

勧奨対象者数（人）	被接種者数（人）	接種率（％）
734	703	95.8

b　2期

・実施期間　通年

・接種方法　協力医療機関で個別実施

・対　　象　5歳～7歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者（幼稚園・保育園等の年長児相当）

・回　　数　1回

・接種状況

勧奨対象者数（人）	被接種者数（人）	接種率（％）
1,063	944	88.8

(ｸ)　水痘

・実施期間　通年

・接種方法　協力医療機関で個別実施

・対　　象　生後12月から生後36月に至るまでの間にある者

・回　　数　3月以上の間隔をおいて2回

・接種状況

	勧奨対象者数(人)	被接種者数（人）	接種率(％)
1 回 目	734	731	99.6
2 回 目		723	98.5

(ｹ)　日本脳炎

a　1期初回

・実施期間　通年

・接種方法　協力医療機関で個別実施

・対　　象　生後6月から生後90月に至るまでの間にある者及び予防接種法で定める特例対象者

・回　　数　6日以上の間隔で2回

・接種状況

	勧奨対象者数(人)	被接種者数（人）	接種率（％）
1 回 目	890	838	94.2
2 回 目		827	92.9

b　1期追加

・実施期間　通年

・接種方法　協力医療機関で個別実施

・対　　象　1期初回接種終了後おおむね1年経過した生後90月未満の者及び予防接種法で定める特例対象者

・回　　数　1回

・接種状況

勧奨対象者数（人）	被接種者数（人）	接種率（％）
890	905	101.7

c　2期

・実施期間　通年

・接種方法　協力医療機関で個別実施

・対　　象　9歳以上13歳未満の者及び予防接種法で定める特例対象者で、1期接種3回を終了している20歳未満の者

・回　　数　1回

・接種状況

勧奨対象者数（人）	被接種者数（人）	接種率（％）
1,201	1,446	120.4

(ｺ)　二種混合（ジフテリア・破傷風）

・実施期間　通年

・接種方法　協力医療機関で個別実施

・対　　象　11歳以上13歳未満の者

・回　　数　1回

・接種状況

勧奨対象者数（人）	被接種者数（人）	接種率（％）
1,241	1,030	83.0

(ｻ)　ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）

a　定期接種

・実施期間　通年

・接種方法　協力医療機関で個別実施

・対　　象　小学校6年生から高校1年生相当年齢の女子

・回　　数　3回（9価1回目の接種を15歳未満で受ける場合は2回）

・接種状況

	勧奨対象者数（人）	被接種者数（人）	接種率（％）
1回目	2,443	333	13.6
2回目		246	10.1
3回目		173	7.1

b　キャッチアップ接種

・実施期間　通年（令和7年3月31日まで）

・接種方法　協力医療機関で個別実施

・対　　象　平成9年4月2日から平成19年4月1日生まれの女性

・回　　数　3回

・接種状況

	勧奨対象者数（人）	被接種者数（人）	接種率（％）
1回目	5,080	440	8.7
2回目		402	7.9
3回目		468	9.2

(ｼ)　ロタウイルス感染症

・実施期間　通年

・接種方法　協力医療機関で個別実施

a　１価ワクチン

・対　　象　生後６週から生後24週までの間にある者

・回　　数　４週間以上の間隔をおいて２回

b　５価ワクチン

・対　　象　生後６週から生後32週までの間にある者

・回　　数　４週間以上の間隔をおいて３回

・接種状況

		勧奨対象者数（人）	被接種者数（人）
１価	１回目	703	638
	２回目		618
５価	１回目		27
	２回目		27
	３回目		30

・接種率　１回目　94.6％

　　２回目　91.7％

(ｽ)　第５期風しん追加的対策事業

・実施期間　通年

・接種方法　協力医療機関で個別実施、集団検診・職場検診で集団実施

・対　　象　昭和37年４月２日から昭和54年４月１日に生まれた男性で、抗体検査及び予防接種を受けたことがない者

※対象者にクーポン券を送付

・回　　数　抗体検査、予防接種ともに生涯１回

・実施状況

	勧奨対象者数（人）	実施数（人）	実施率（％）
抗体検査	12,111	376	3.1
予防接種		101	0.8

イ　定期予防接種（Ｂ類疾病）

予防接種法に基づき市が実施する予防接種。個人の発病又はその重症化を防止し、併せてそのまん延予防に資することを目的とする。

(ｱ)　高齢者インフルエンザ

・実施期間　10月1日～2月29日
・接種方法　協力医療機関で個別実施
・対　　象　①65歳以上の希望者
②60歳から65歳未満の者であって、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活行動が極度に制限される程度の障がいを有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する者で、接種を希望する者
・回　　数　年度内1回
・助 成 額　3,500円
・接種状況

対象者数（人）	被接種者数（人）	接種率（％）
50,239	29,237	58.2

（対象者数は65歳以上の人数）

(ｲ)　高齢者の肺炎球菌感染症

・実施期間　通年
・接種方法　協力医療機関で個別実施
・対　　象　①年度末年齢65歳の希望者
②60歳から65歳未満の者であって、心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活行動が極度に制限される程度の障がいを有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいを有する者で、接種を希望する者
③年度末年齢70、75、80、85、90、95、100歳の希望者
※過去に接種歴のある者は対象外
・回　　数　生涯1回
・助 成 額　5,700円
・接種状況

a　対象者中①に該当する者

勧奨対象者数（人）	被接種者数（人）	接種率（％）
2,175	981	45.1

b　対象者中②及び③に該当する者

被接種者数（人）
218

ウ　任意予防接種

予防接種法に基づかない任意の予防接種。市単独事業により接種費用の一部を助成。

(ｱ)　小児インフルエンザ

・実施期間　10月1日～2月29日
・接種方法　協力医療機関で個別実施
・対　　象　生後6月から小学校2年生までの小児の希望者
・回　　数　年度内に2回まで
・助 成 額　1回あたり2,500円
・延べ被接種者数　6,515人

(ｲ)　おたふくかぜ

・実施期間　通年
・接種方法　協力医療機関で個別実施
・対　　象　生後12月から小学校就学前の小児の希望者
・回　　数　生涯2回
・助 成 額　3,600円
・被接種者数　1,344人

エ　妊婦等の風しん予防対策事業

・実施期間　通年
・接種方法　協力医療機関で個別実施
・対　　象　次のいずれかに該当する方
①妊娠を希望している女性又はその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
②妊娠している女性の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
・回　　数　生涯1回

(ｱ)　風しん抗体検査

・回　　数　1回
・助 成 額　2,000円
・受診者数　25人

(ｲ)　風しん予防接種

・回　　数　1回
・助 成 額　3,000円
・被接種者数　17人

(ｳ)　麻しん風しん混合予防接種

・回　　数　1回

・助 成 額　5,000円

・被接種者数　135人

オ　臨時に行う予防接種

(ｱ)　新型コロナウイルス感染症

a　実施期間及び対象者

区分		実施期間	対象者
初回接種		4月1日から3月31日まで	生後6月以上の者
追加接種	令和4年秋開始接種	4月1日から5月7日まで	初回接種を終了した5歳以上の者
	令和5年春開始接種	5月8日から9月19日まで	初回接種を終了した65歳以上の者 初回接種を終了した12歳以上64歳以下の方で、基礎疾患を有する方、医療従事者及び高齢者施設等の従事者 初回接種を終了した5歳以上11歳以下で、基礎疾患を有する者 初回接種を終了した5歳以上11歳以下で、令和4年秋開始接種にて追加接種を受けていない者
	令和5年秋開始接種	9月20日から3月31日まで	初回接種を終了した生後6月以上の者

b　接種方法

(a)　個別接種

・市内協力医療機関

・高齢者入所施設等の入所・通所施設

(b)　市集団接種

専門業者への委託により、市が実施主体となり、会場を設営し、集団接種を実施した。

・保健福祉センター（栃木、藤岡）及び健康福祉センター（北部）

・栃木市ワクチン集団接種会場（大平カインズモール内）

・実施状況（接種回数は本市住民登録者以外の接種、予診のみも含む）

実施期間	実施回数（回）	接種回数（回）
令和5年5月18日 ～令和5年12月16日	45	17,121

c　接種状況

区分		接種回数	接種者数（回）
初回接種		1回目接種	89
		2回目接種	112
		3回目接種（乳幼児のみ）	54
追加接種	令和4年秋開始接種	3回目接種	116
		4回目接種	152
		5回目接種	64
	令和5年春開始接種	3回目接種	122
		4回目接種	472
		5回目接種	4,337
		6回目接種	28,945
	令和5年秋開始接種	3回目接種	134
		4回目接種	729
		5回目接種	8,693
		6回目接種	6,592
		7回目接種	23,947

カ　考察

高齢者肺炎球菌ワクチン接種対象者の特例（経過措置）が令和６年３月31日をもって終了することに伴い、接種率の増加が見られた。A類疾病に関する定期予防接種の接種率は前年と比べほぼ横ばいである。引き続き、定期予防接種の勧奨や周知に努めていきたい。

新型コロナウイルスワクチン接種事業では、感染予防及び重症化予防を目的に、下都賀郡市医師会等の関係団体と連携し、協力医療機関や高齢者施設等における個別接種、市内空き店舗を活用した大規模接種会場を開設し、公共施設等と合わせて市集団接種を実施し接種を進めた。

(3)　とち介の予防接種ナビ事業

スマートフォン等から利用できる予防接種スケジュール自動作成機能や接種予定日を知らせるアラート機能を有した「栃木市すくすくナビ」アプリの提供により、予防接種の間隔誤りや接種忘れの防止に努めた。また、子育て世代への情報提供を行った。

登録者数（人）
6,772

第１０章　新型コロナウイルス感染症対策事業

第１０章　新型コロナウイルス感染症対策事業

１　新型コロナウイルス感染症対策事業

１　新型コロナウイルス感染症対策事業

(1)　新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催

庁内各部の情報共有及び感染拡大防止の強化を図るため、対策本部を設置し、各種感染症対策を決定した。新型コロナウイルス感染症が5月8日に5類感染症に変更されたことに伴い、会議開催は終了した。

回数	発行日	内容
第 63 回	5 月 8 日	栃木市新型コロナウイルス対策本部の廃止及び廃止後の新型コロナウイルス感染症対策の体制　他

(2)　新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ（新聞折込）

本市の感染症対策に関するお知らせや新型コロナウイルスワクチン接種の情報等を新聞折込により随時お知らせした。

	発行日	内容
第 21 報	4 月 16 日	令和 5 年春開始接種のご案内（接種対象者、接種券申請方法等）　他
第 22 報	4 月 30 日	令和 5 年春開始接種のご案内（個別接種医療機関、集団接種日程等）、5 類感染症への変更のお知らせ　他
第 23 報	9 月 17 日	令和 5 年秋開始接種のご案内（個別接種医療機関、集団接種日程等）　他

(3)　新型コロナウイルス感染症対策基金

市が実施する新型コロナウイルス感染症対策に資する施策に要する経費の財源に充てることを目的とした基金を活用した。

（単位：円）

令和 4 年度末現在高	積立金額	繰出金額	令和 5 年度末現在高
281,121,040	22,754,000	30,000,000	273,875,040

(4)　ＰＣＲ検査の実施

感染拡大を防止するため、クラスターの発生リスクが高い障がい児者施設や学校等の職員及び利用者等に対してＰＣＲ検査を実施した。

ア　定期検査

・対　　象　①障がい児者施設職員
　　②高齢者施設・介護事業所職員

・検査方式　原則、プール方式で実施し、陽性であった場合の二次検査は個別方式で実施する。

・回　　数　3 回まで

・実施状況

対象	回数	検査方式	被検査施設数（施設）	被検査人数（人）
障がい児者施設職員	1回	プール	32	312
		個別	1	5
	2回	プール	23	258
	3回	プール	21	237
高齢者施設・介護事業所職員	1回	プール	93	1,452
	2回	プール	97	1,438
	3回	プール	98	1,478

イ　感染者発生時検査

・対　　象　陽性者が確認された、下記施設の職員及び利用者等

①市立小学校

②市立中学校

③学童保育施設

④特定教育・保育施設

⑤障がい児者施設・高齢者施設・介護事業所

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更された5月8日以降は、新型コロナウイルス感染症に感染したときの重症化リスクの高い高齢者等が集団で生活する障がい児者施設、高齢者施設・介護事業所を除き、検査を終了した。

・検査方式　個別方式

・実施状況

対象	被検査件数（件）	被検査人数（人）
市立小学校	1	7
市立中学校	0	0
学童保育施設	0	0
特定教育・保育施設	0	0
障がい児者施設 高齢者施設・介護事業所	3	163

(5)　自宅療養者等への生活物資（食料品・日用品）の提供

新型コロナウイルス感染症に感染し自宅療養中の者及び感染を疑う症状があり行動制限を受けている者で、買い物等に行くことができない者の生活支援のため、特定の生活物資のセットを提供した。

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更され、感染者への行動制限の要請が終了したため、5月8日をもって生活物資の提供を終了した。

世帯数（世帯）	個数（セット）
1	4

(6)　接種証明書の発行状況

ワクチン接種の事実を証明するものとして、国が示した様式により接種証明書の発行を行った。また、国が構築したシステムによりマイナンバーカードを用いてスマートフォンのアプリでの取得やコンビニエンスストアでの発行を行った。

	件数
窓口発行（紙の証明書）	177
アプリによる取得	2,901
コンビニ発行	45

第１１章　地域保健対策推進事業

１　市民健康まつり

(1)　市民健康まつり

目　的　市民健康まつりを開催し、市民の健康づくりを積極的に推進する。

実施日　11月12日（日）

会　場　栃木保健福祉センター

（単位：人）

協力団体名	実　施　内　容	参加人数	
下都賀郡市医師会	健康に関する講演会・落語		100
下都賀歯科医師会	歯科相談、保健指導、ＤＶＤ上映、歯と口の健康づくりについての歯科保健指導		46
下都賀歯科衛生士会	上記の内、保健指導		28
栃木地域薬剤師会	お薬相談、パネル展示、禁煙相談、お薬Ｑ&Ａコーナー		75
栃木県栄養士会 県南支部	フレイル予防の食生活をテーマにした展示 握力測定 食生活相談 パンフレット配布	 100 44 75	219
栃木市食生活改善推進員協議会	食事の大切さに関するチラシ配付 １日分の野菜の重量体験		84
ＪＡしもつけ 栃木農産物直売所	地元産の新鮮野菜と果物の販売		70
ＮＰＯ法人 蔵の街ウエイブ	精神障がい者への理解を深める活動		143
とちぎメディカルセンター	体成分測定とフレイル指導 骨波形測定 血流循環機能測定 もの忘れチェック	58 87 87 40	272
保険年金課	特定健診とフレイル予防の案内		200
健康増進課	健康に関する模型展示、健康啓発動画の上映等		50
各ブース来場者（延べ数）			1,287

(2)　健康啓発事業

ど田舎にしかた祭り

実施日　12月3日（日）

会　場　道の駅にしかた西側の田んぼ

実　施　内　容	設置数（枚）
健康啓発チラシ設置	60

２　栃木市健康づくり推進会議

目　　的　市民の生涯を通した健康の実現を目指し、市民一人ひとりの主体的な健康づくり活動を関係機関、関係団体、行政等が協働して支援し、住民に密着した総合的な健康づくり対策事業を推進するため、「栃木市健康づくり推進会議」を設置している。

関係機関　15名

下都賀郡市医師会、下都賀歯科医師会栃木市部会、栃木地域薬剤師会、栃木市食生活改善推進員協議会、栃木県食品衛生協会栃木支部、栃木市スポーツ推進委員会、栃木市校長会、栃木市自治会連合会、栃木市民生委員児童委員協議会連合会、栃木商工会議所、下野農業協同組合、市民（公募）、栃木県県南健康福祉センター

会議開催

開催日	内容
第1回 8月3日 （木）	・栃木市保健事業概要について ・栃木市健康増進計画の推進について ・熱中症対策事業について
第2回 2月8日 （木）	・令和５年度熱中症お助けすスポットについて ・令和５年度市民健康まつりについて ・健康増進計画について ・令和６年度からの任意接種ワクチンの助成拡大について ・新型コロナウイルスワクチン接種について ・産後ケア。６歳児歯っぴぃ健診について ・機構改革について

３　栃木市食生活改善推進員協議会

(1)　栃木市協議会

目　　的　会員相互の連帯を図り、地域における食生活の向上に努め、地域住民の健康づくりに寄与する。

会　　員　101人（7グループ）

ア　市協議会活動

内容・実施状況

区分		内容	実施回数（回）	会員参加者数（人）	一般参加者数（人）
事業	講習会	健康寿命延伸プロジェクト若者	1	5	34
		健康寿命延伸プロジェクト高齢	1	5	20
		やさしい在宅介護食	1	3	12
		郷土・伝統料理	1	11	20
		おやこの食育	1	13	29
会議		総会	1	67	-
		理事会	3	17	-

イ　栃木市食生活改善推進員地区組織活動実績集計表

・方法別活動状況

集会		対話・訪問		総数		自己学習回数
回数	人数	回数	人数	回数	人数	
223	3,117	584	1,163	807	4,280	438

・項目別活動状況

子どもの健康・食生活		若者・働き世代の健康・食生活		高齢者の健康・食生活		その他		総数	
回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
116	1,150	190	825	501	2,305	0	0	807	4,280

ウ　考察

市協議会事業として、レシピ・資料等の説明、配布活動だけでなく、減塩や野菜摂取を積極定期に推進した。集団での講習会では、調理実習を再開し実際に調理や味を体験してもらうことで参加者の満足度も高い講習を実施することができた。今後も、市協議会及び各グループにおいて、会員同士の交流会を行うと共に情報交換を行い、連携して地域の食生活改善が図れるよう支援していきたい。

(2)　食生活改善推進員養成講習会

目　　的　高齢化等により会員数が減少していることから、新たに会員を養成して会の活性化を図る。

対 象 者　推進員として活動を希望する者（20歳以上）

場　　所　栃木保健福祉センター

周知方法　広報とちぎ、子育て情報誌「TOCHICO日和」、会員による勧誘にて周知。
各種教室や出前講座及び各種団体にチラシを配布、市内公民館等にチラシを設置

スタッフ　保健師、管理栄養士、健康運動指導士、食生活改善推進員
県南健康福祉センター管理栄養士、栃木健康福祉センター生活衛生担当職員

ア　内容・実施状況

日程	内容	参加人数（人）
10月11日	開講式 講話「国民・県民の健康の現状」 「食生活改善推進員とは」 「栄養の基礎知識」「調理の基本」 調理デモンストレーション「バランスのとれた食事」	8
10月24日	講話「こころとからだの健康づくり」 実習「仲間づくり」「健康づくりと身体活動・運動」	10
11月8日	講話「食品衛生と生活環境保全」 「市の健康の現状」 「健康づくりと生活習慣病予防」 調理デモンストレーション「生活習慣病予防の食事」	10
11月21日	演習「食事バランスガイド」 講話「対象別食育①成人期・高齢期」 調理デモンストレーション「高齢期の食事」	9
12月6日	講話「対象別食育②乳児期～思春期」 「食育の推進」 調理実習「子どもの食事・おやつ」	11
12月21日	講話「栃木市食生活改善推進員の活動」 GW　「養成講習会まとめ」 「食改さんと話そう、これからの活動」 閉講式	9

イ　参加状況

参加延べ数57人（出席率79.0%）、修了者数11人

ウ　考察

現在、各グループにおいて会員の高齢化が進み退会者が増加しているが、食生活改善推進員は、地域の食生活における健康づくりの推進のためには不可欠である。そのため、多くの方が参加し、会員として活動していただけるよう、欠席した授業は、レポートや補講により、カリキュラムを修了できるようにした。

今後も養成講習会を隔年で実施し、協議会を活性化できるようにしていきたい。

第１２章　救急医療対策事業

第１２章　救急医療対策事業

1　初期救急医療

栃木地区急患センター（栃木市境町 27-15）において、夜間及び休日の初期救急医療を行った。

指定管理者　一般社団法人　下都賀郡市医師会

(1)　休日、夜間診療

診療時間	休日（日曜日・祝日・年末年始）	内科	午前 9 時～午後 9 時
		外科	午前 9 時～午後 5 時
	平日（月曜日～土曜日）	内科	午後 7 時～午後 10 時
診療日数	72 日（日曜日、祝日、年末年始）		
	294 日（平日、土曜日）		
患者数	4,446 人（内小児患者数 708 人）		

(2)　小児救急診療

診療時間	休日（日曜日・祝日・年末年始）	小児科	午後 6 時～午後 9 時
診療日数	72 日		
患者数	1,011 人		

(3)　考察

患者数は前年度比 197 人の増となり、このことは地域医療に大きく貢献していると言える。

今後もかかりつけ医の普及啓発を行いながら、救急医療の適正利用について市民への周知を図る必要がある。

２　二次救急医療

(1)　病院群輪番制病院運営等事業

休日及び夜間において、入院治療を必要とする救急患者の医療を確保するため、病院群輪番制病院及び救急告示病院等に運営費の補助を行い、通年、昼夜を通じて救急医療に備えた。

ア　栃木医療圏（栃木・大平・藤岡・都賀・岩舟地域）

(ｱ)　輪番病院

とちぎメディカルセンターしもつが、獨協医科大学病院

・患者数　　7,092人

・救急車受入件数　8,678件（1月～12月）

(ｲ)　救急告示病院等

とちぎメディカルセンターとちのき、藤沼医院、多島外科胃腸科

・救急車受入件数 280件（1月～12月）

イ　鹿沼医療圏（西方地域）

輪番病院　上都賀総合病院、西方病院、御殿山病院

(2)　小児二次救急支援事業

休日及び夜間において、入院治療を必要とする小児の救急患者の医療を確保するため、栃木医療圏と鹿沼医療圏とで体制整備を図り、小児二次救急病院に運営費の補助を行った。

・実施病院　獨協医科大学病院

・患者数　　1,658人

３　休日歯科診療

ゴールデンウィーク、お盆、年末年始の歯科医院が休診となる長期休暇中でも、歯科救急患者が診療を受けることができるよう、一般社団法人下都賀歯科医師会による市内歯科医院の輪番制休日歯科診療を実施した。

・診療時間　9時～12時、13時～15時

(1)　実施期間等　（単位：人）

実施期間（日数）	受診者数
5月3日～5日（3日間）	7
8月13日～15日（3日間）	13
12月30日～1月3日（5日間）	37
合計（11日間）	57

第１３章　献血推進事業

1　献血推進事業

(1)　献血

目　　的　国、県及び採血事業者の血液事業関係者と緊密な連携を図りながら、血液製剤を安定供給するため、献血推進事業を実施している。

場　　所　栃木市役所

内　　容　移動採血車による全血献血（200ml、400ml）、固定施設による全血献血

採血事業者　栃木県赤十字血液センター

実施状況　（単位：人）

実施月日	会　場	献血受付者	献血者数			不適格者
				200ml	400ml	
6月22日	栃木市役所	72	70	3	67	2
6月23日	栃木市役所	59	57	2	55	2
10月25日	栃木市役所	119	115	3	112	4
2月13日	栃木市役所	120	117	3	114	3
計４日		370	359	11	348	11

(2)　献血推進啓発事業

・市役所本庁舎で行われる献血実施日について「広報とちぎ」に掲載

・ホームページに市内献血実施場所及び予定日を随時掲載

・ホームページに「はたちの献血」等のキャンペーンに関する記事の掲載

・Facebook、X（旧 Twitter）、FMくらら等により周知

(3)　考察

広報とちぎやFacebook等により市民に周知を図ったほか、職員に対しても協力依頼を行った結果、昨年度よりも献血者数が３人増加した。献血にご協力いただく方は毎回決まっており、新規の献血協力者を増やしていくための工夫が必要である。

第１４章　保健福祉センター等管理運営事業

１　保健福祉センター等利用状況

(1)　栃木保健福祉センター

（単位：人）

区　　分	大会議室	検診ホール	集会室	その他	合　計
利用者数	―	16,241	420	6,474	23,135

(2)　藤岡保健福祉センター

（単位：人）

区　　分	会議室	検診ホール	調理実習室	合　計
利用者数	3,405	4,506	372	8,283

(3)　大平健康福祉センターゆうゆうプラザ（指定管理施設）

開館日数　310 日

（単位：人）

区　分	風呂	トレーニングルーム	大会議室	小会議室	大・小会議室併用	研修室	多目的ホール	母子指導室	調理実習室	合　計
利用者数	71,486	13,036	394	39	2,692	1,746	1,860	1,081	221	92,555

(4)　岩舟健康福祉センター遊楽々館（指定管理施設）

開館日数　306 日

（単位：人）

区　分	風呂	トレーニングルーム	第1第2会議室	検診室	ボランティア室	親子室	調理実習室	健康相談室	生活相談室	合　計
利用者数	44,358	13,062	5,424	7,152	34	748	161	0	6	70,945

(5)　北部健康福祉センターゆったり～な（指定管理施設）

開館日数　307 日

（単位：人）

区　分	風呂	トレーニングルーム	歩行用プール	会議室	多目的ホール	相談室	和室	調理実習室	プレイルーム	合　計
利用者数	4,191	16,719	12,203	556	2,753	124	289	113	1,147	38,095

第１５章　自動体外式除細動器(AED)設置事業

1　自動体外式除細動器（AED）設置事業

(1)　公共施設

設置場所　105 箇所

内　広告付 AED　7 箇所　設置場所・栃木市役所本庁舎
・大平総合支所
・藤岡総合支所
・西方総合支所
・岩舟総合支所
・栃木保健福祉センター
・栃木図書館

(2)　市内コンビニエンスストア

設置場所　12 店舗

【内訳】・セブンイレブン栃木平井町店
・セブンイレブン栃木大森町店
・セブンイレブン栃木泉川町店
・セブンイレブン栃木大塚町店
・セブンイレブン大平西野田店
・セブンイレブン藤岡町藤岡店
・セブンイレブン都賀大柿店
・セブンイレブン西方バイパス店
・セブンイレブン岩舟静和店
・ファミリーマート栃木沼和田店
・ファミリーマート栃木大橋店
・ファミリーマート栃木尻内店

第１６章　その他の支援事業

１　骨髄移植ドナー支援事業

(1)　骨髄移植ドナー支援事業

骨髄移植ドナー及び事業所に対し、助成金の交付を行っている。

ア　助成内容

ドナー申請　１件

事業所申請　０件

合計 200,000 円の助成

イ　考察

平成 27 年度から、骨髄等を提供したドナーの経済的負担を軽減し、骨髄等の移植の推進及びドナー登録の増加を図るため、助成制度を導入した。

令和５年度はドナー申請１件の助成を行った。今後も、制度の周知と、助成効果によるドナー登録の増加を図っていく。

２　がん患者支援事業

(1)　がん患者アピアランスケア支援補助金交付

目　　的　がん患者アピアランスケア支援（外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減する支援をいう。）として、がん患者の補整具の購入に要する経費の一部を補助することにより、当該がん患者の心理的及び経済的な負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図る。

対　　象　・本市に住所を有すること。
・市税を滞納していないこと。
・がんと診断され、現にがんの治療を行っていること。
・がん治療に伴う脱毛、乳房の切除等により就労、社会参加等に支障を来すおそれがあるため、補整具を必要としていること。

周知方法　広報とちぎ、チラシの配布、X、Facebook

ア　申請者内訳

医療用ウィッグ　（単位：人）

	20代未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計
男性	-	-	-	-	1	-	-	-	1
女性	1	-	2	5	13	13	8	1	43
合計	1	-	2	5	14	13	8	1	44

乳房補整具　（単位：人）

20代未満	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	合計
-	-	1	3	4	9	4	1	22

イ　交付額

医療用ウィッグ　1,199,300円
乳房補整具　348,600円

ウ　考察

令和５年度は医療用ウィッグ44件、乳房補整具22件の助成を行った。療用ウィッグや乳房補整具は高額なものもあり、本事業は経済的負担軽減からがん患者の治療と就労の両立及び療養生活の質の向上を図ることの一助になっていると考える。

引き続きがん患者のＱＯＬ（生活の質）の向上を図るため、必要な人に利用してもらえるよう周知していく。

(2)　若年がん患者の在宅ターミナルケア支援補助金交付

目　　的　若年がん患者の在宅ターミナルケア支援（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断した 18 歳以上 40 歳未満のがん患者に対する在宅療養生活の支援をいう。）として、若年の末期がん患者の在宅療養に要する経費の一部を補助することにより、当該患者及びその家族の経済的負担を軽減するとともに、在宅療養生活の質の向上を図る。

対　　象　・本市に住所を有する者。
・18 歳以上 40 歳未満の者（18 歳又は 19 歳の者であって、児童福祉法（昭和 22 法律第 164 号）第 19 条の 2 の第 1 項の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている者を除く。）
・がん患者（医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断した者に限る。）
・在宅療養生活の支援及び介護を必要とする者
・他の助成制度による助成金等の交付を受けることができない者

周知方法　広報とちぎ、チラシの配布、X、Facebook

ア　助成内容

申請　　3 件

交付額　18,000 円

イ　考察

令和 5 年度は 3 件の助成を行った。若年がん患者及びその家族の経済的負担を軽減するとともに、在宅療養生活の質の向上を図ることの一助になっていると考える。

引き続き若年がん患者の在宅療養生活の質の向上を図るため、必要な人に利用してもらえるよう周知していく。

令和５年度版
栃木市保健事業概要（実績）
令和６年６月作成

編集・発行　栃木市保健福祉部健康増進課
〒328-0027　栃木市今泉町 2-1-40
栃木市栃木保健福祉センター内
Tel:0282(25)3500
Fax:0282(25)3513
E-mail　kenkou@city.tochigi.lg.jp